

平成29年第6回定例会

孺恋村議会会議録

平成29年12月5日 開会

平成29年12月15日 閉会

孺恋村議会

平成29年第6回嬭恋村議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月5日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○報告第6号の上程、説明、質疑	11
○報告第7号の上程、説明、質疑	13
○承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○同意第6号の上程、説明、質疑、採決	17
○諮問第1号の上程、説明	18
○議案調査について	19
○日程の変更について	19
○議案第44号～議案第50号の一括上程、説明	19
○議案第51号の上程、説明	29
○議案第52号の上程、説明	30
○議案第53号の上程、説明	30
○議案第54号の上程、説明	31
○議案第55号の上程、説明	31
○議案第56号の上程、説明	31

○議員派遣の件について	3 2
○休会について	3 2
○散会の宣告	3 3

第 2 号 (12月11日)

○議事日程	3 5
○本日の会議に付した事件	3 5
○出席議員	3 5
○欠席議員	3 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 6
○事務局職員出席者	3 6
○開議の宣告	3 7
○議事日程の報告	3 7
○答申第1号について	3 7
○議案第44号の質疑、討論、採決	3 7
○議案第45号の質疑、討論、採決	3 9
○議案第46号の質疑、討論、採決	4 0
○議案第47号の質疑、討論、採決	4 1
○議案第48号の質疑、討論、採決	4 2
○議案第49号の質疑、討論、採決	4 3
○議案第50号の質疑、討論、採決	4 3
○議案第51号の質疑、討論、採決	4 4
○議案第52号の質疑、討論、採決	4 5
○議案第53号の質疑、討論、採決	4 5
○議案第54号の質疑、討論、採決	4 6
○議案第55号の質疑、討論、採決	4 7
○議案第56号の質疑、討論、採決	4 7
○休会について	4 9
○散会の宣告	4 9

第 3 号 (12月15日)

○議事日程	5 1
○本日の会議に付した事件	5 1
○出席議員	5 1
○欠席議員	5 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 1
○事務局職員出席者	5 2
○開議の宣告	5 3
○議事日程の報告	5 3
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
○一般質問	5 6
土屋幸雄君	5 7
佐藤鈴江君	6 8
伊藤洋子君	7 7
大野克美君	9 1
○閉会中の継続審査申出について	1 0 1
○閉議及び閉会の宣告	1 0 1
○署名議員	1 0 3

平成 29 年 第 6 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成29年第6回婦恋村議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成29年12月5日(火) 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 6号 専決処分の報告について(道路管理瑕疵による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第 6 報告第 7号 専決処分の報告について(道路管理瑕疵による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第 7 承認第 7号 平成29年度婦恋村一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認について
- 日程第 8 承認第 8号 平成29年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認について
- 日程第 9 同意第 6号 婦恋村等公平委員会委員の選任同意について
- 日程第10 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第11 議案第44号 平成29年度婦恋村一般会計補正予算(第7号)
- 日程第12 議案第45号 平成29年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第46号 平成29年度婦恋村介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第47号 平成29年度婦恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第48号 平成29年度婦恋村上水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第49号 平成29年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第50号 平成29年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第51号 婦恋村税条例の一部改正について
- 日程第19 議案第52号 婦恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

日程第 2 0 議案第 5 3 号 孀恋村特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の
一部改正について

日程第 2 1 議案第 5 4 号 孀恋村職員ゝ給与に関する条例等ゝ一部改正について

日程第 2 2 議案第 5 5 号 孀恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会ゝ委員の報酬
及び費用弁償に関する条例ゝ一部改正について

日程第 2 3 議案第 5 6 号 孀恋村地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定につ
いて

日程第 2 4 議員派遣の件について

本日ゝ会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	佐藤 鈴江 君	2 番	土屋 幸雄 君
3 番	唐澤 弘 君	4 番	松本 幸 君
5 番	滝沢 俣明 君	6 番	黒岩 忠雄 君
7 番	熊川 一 君	8 番	伊藤 洋子 君
9 番	大久保 守 君	10 番	羽生田 宗俊 君
11 番	黒岩 鹿二郎 君	12 番	大野 克美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊川 栄 君	教育 長	黒岩 優行 君
総務課 長	松本 源 君	総合政策課 長	下谷 彰一 君
税務課 長	土屋 和久 君	住民福祉課 長	松本 芳男 君
建設課 長	宮崎 芳弥 君	農林振興課 長	小嶋 正 君
観光商工課 長	加藤 康治 君	上下水道課 長	熊川 武彦 君
教育委員会 事務局 長	宮崎 孝 君	会計管理者	熊川 さち子 君

事務局職員出席者

議会事務局長 黒 岩 崇 明 書 記 宮 崎 清

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（滝沢俣明君） おはようございます。

ただいまから平成29年度第6回婦恋村議会定例会を開会したいと思います。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成29年度第6回婦恋村議会定例会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（滝沢俣明君） 本日の会議日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（滝沢俣明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、大野克美君、土屋幸雄君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（滝沢俣明君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの11日間にしたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は11日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（滝沢俣明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、11月27日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 黒岩忠雄君登壇〕

○議会運営委員長（黒岩忠雄君） 議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、11月27日に委員会を開催し、第6回議会定例会の運営について協議をいたしました。

第6回議会定例会の会期は12月5日から15日までの11日間とし、一般質問の通告期限は12月11日正午までと決定いたしました。

提出予定議案は、専決処分による報告2件と承認2件、公平委員会委員の同意1件、人権擁護委員の諮問1件、それから補正予算を7件、条例改正5件、条例の制定1件、工事請負契約の変更3件が予定されております。12月定例会の議案は、人事院勧告に基づく条例の改正と各会計の補正予算、地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定等が主な内容ですが、全員協議会で12月5日に審査を予定しております。

次に、当局から全員協議会で提出議案や懸案事項、平成30年度予算編成方針などについての説明を行いたいとの申し入れがあり、初日議会終了後に行うことに決まりました。

今回、請願と委員会の付託案件はございませんが、各常任委員会及び村創生対策特別委員会の開催について、12月11日、本会議終了後、行うことに決定をいたしました。

また、議会基本条例については、議員の意見調整を図るため、全員協議会終了後に議員懇談会で協議することといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（滝沢俣明君） 次に、監査委員から例月出納検査報告書、9月から11月分も受理しましたので、配付のとおり報告いたします。

次に、本職において決定した議員派遣並びに9月定例会以降の主な諸行事は、お手元に配

付したとおりであります。

◎行政報告

○議長（滝沢倅明君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告を行うため、発言が求められておりますので、これを許可します。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 平成29年12月議会に当たりまして、行政報告をさせていただきたいと思っております。

まず、12月1日、政府が発表されました天皇皇后両陛下様が平成31年4月30日に退位、5月1日に新天皇が即位ということで、生前退位の決定がなされました。まことにおめでたいと思っております。政府において今後の手続を粛々と進めるというふうに伺っておるところでございます。

また、政府のほうにおいては、次年度予算編成作業、その前に今現在、臨時国会を開いております。予算委員会等で次年度の予算関係、あるいは税制に関する議論がなされておるところでございます。特に予算の件につきましては、10月、11月につきまして上信自動車道、あるいは土地改良、あるいは浅間砂防関係の予算等どうなるか、村にとっても重要な案件でございますので、各組織を通じて国のほうにも要請活動をしてきたところでございます。

また、税につきましては、本年度、地方交付税の満額確保、あるいは森林環境税、あるいはゴルフ場利用税がどうなるのかということでございますが、村にとっても大変重要な案件でございますので、おのおのの組織を通じながらしっかりとお願いをしてきたところでございます。

また、現在、政府のほうでも人づくり革命ということで、幼稚園・保育園無償化ということが今、政府設計を議論されておるところでございます。あるいは保育士・介護士の報酬をアップするということのようにございます。その影響が今後どうなるのか注意深く見積もって、村の政策にも反映させ、また予算編成の中で生かしてまいりたいと、こう思っておるところでございます。

9月以降の主な案件で、表彰等を受けましたのでご報告申し上げたいと思っておりますが、11月

13日でございますが、豊かな村づくり全国表彰ということで、鎌原地区活性化協議会が関東農政局長表彰をお受けになりました。おめでとうございます。

11月20日でございますが、地方自治法施行70周年記念式典ということで、孺恋村が総務大臣表彰を受賞いたしました。代表で私のほうで出席させていただきまして、表彰を受けさせていただきました。村民の先輩の皆様方、先人の皆様方のご努力の賜物だと思って、深く感謝をいたしますし、敬意を表したいと思っております。

11月25日でございますが、第19回の米・食味分析鑑定コンクール国際大会ということで、土屋幸雄様、下谷直四郎様が金賞に輝いた孺恋村おいしい米づくり研究会のメンバー2人が国際総合部門で金賞ということでございました。まことにめでたく思うところでございます。今後のご活躍をご祈念申し上げたいと思っております。

12月3日でございますが、東部方面総監感謝状授与ということで、自衛隊の東部方面総監から孺恋村が受賞をさせていただきました。自衛隊に対する理解と協力、啓蒙活動並びに隊員の募集等について協力したということに対する表彰でございました。

産業構造の関係、9月以降でございますけれども、まず第1次産業でございます農協さんの反省会があったわけでございますが、その結果を踏まえて、売り上げベースで約140億円、ケースで1,835万ケースということで、ケースのほうについては、ほぼ達成ということでございました。また、売り上げのほうの金額につきましては、孺恋野菜安定基金、こちらのほうから約9億円、それから指定野菜価格安定対策事業で約8億円ということで、17億円ほどが生産者の皆様方に補填されるということでございます。これらを合わせますと、ほぼ157億円になるということでございます。生産者にとりましてこういう制度があるので、何とかいい形でおさまりそうだという組合長さんからのお話もございました。

第2次産業の関係でございますが、対前年に比べまして、入札関係でございますけれども、98件で19億5,000万円でございます。事業費ベースでございますけれども、対前年で、前年が76件の6億4,000万円ということでございました、約13億円ぐらい金額がふえておるわけでございますけれども、主なものにつきましては、西部小学校の体育館、プールの建設、あるいは田代・干俣小学校の解体工事、あるいは大前橋関連で7,800万円と、あるいは孺恋浅間寮新築工事、創作実習館改修工事、また5月31日のひょう害等を含めまして5回の災害がございましたが、これらの関係で約2億2,000万円ほどの復旧工事も発注させていただきました。復旧工事につきましては、本当に土木の関係する企業の皆様方にも迅速な対応をさせていただきまして、本当に厚く御礼申し上げたいなと思っております。

第3次産業の関係でございますけれども、7月が対前年で100.1%、8月が対前年で98.6%。9月が対前年で101.4%という数字も出てきておりますが、それ以降9月に台風等があり、若干落ち込みもございましたけれども、おおむねそれ以降、万座温泉の紅葉シーズンでございますか、この辺が若干ふえたりとかということもあったりして、対前年で上向きに、微増でございますが、ある状況にあると確認しております。これから雪山シーズンに向かいますけれども、スキー場が既にオープンしたところもございます。パルコールさんだけ今後オープンしますけれども、現在パルコールさんのほうにつきましては、降雪機を購入し、約束どおり今、雪を一生懸命つくっておるということも確認させていただいたところでございます。ぜひとも雪山シーズンでスキー場を中心に宿泊客も確保できるよう努めてまいりたいと、こんなふうに思っておるところでございます。

財政再建の状況でございますが、実質公債費比率は前年の実績7.9%でございますが、その後、今回プール、あるいは体育館等の建設もございましたので、横ばいで今後推移していくと思っておりますが、しっかりと財政規律を守って財政運営に当たってまいりたいと、こう思っておるところであります。なお、財政調整基金につきましては、基準財政需要額の50%以上を超えてはならないという指導もございまして、現在は基準財政需要額の50%未満、財政調整基金が現在20億6,000万円ほどでございますが、十分蓄えてきたと思っておるところでございます。

あと、重要課題として学校再編でございますけれども、西部小学校の体育館・プール、あわせまして田代小・干俣小学校の解体工事等が現在順調に進んでおるところでございます。今後におきましては、地域の皆様方のご意見もよく聞き、また議会の皆様のご意見もよく承りながら、しっかりとその跡をどうするかについて、来年度に向かって予算編成作業を努めてまいりたいと今後考えております。

今後の大きな政策課題といたしまして、役場の庁舎の建てかえの案件がございます。役場の耐震ができていないということで、いろんなところから、国からも役場の耐震を急げという指導といたしますか、あるわけでございます。群馬県下においても、ほとんどの自治体の庁舎は耐震が終わっておる状況になりつつあるわけでございます。嬭恋村については、大きな首都圏直下型とかというような地震は現在想定されておりませんが、浅間山を抱えておりますので今後しっかりと議会とも協議をし、また、どうあるべきかを庁内でも議論をして対応を考えてまいりたいと、こんなふうに思っております。

議会のほうにご報告させていただきました役場の村有の建物、あるいはインフラ関係で

ございますけれども、この中長期の再編計画を議会にも提示させていただきました。全ての市町村は、そういう形で今後つくりなさいよということでございました。今後におきましては、建物が113、そのほかに村道、農道、あるいは上水道、下水道等、インフラ関係の村有施設がたくさんあるわけでございますが、老朽化を大分迎えてきておるわけでございます。今後しっかり財政規律を守りながら、計画的に中長期でしっかりとそれを対応していきたいと。なお、計画の中では、一応30%統合していく方向で計画はなっておりますので、議会の皆さんにまたご報告をさせていただきながら、しっかりと考えてまいりたいと、こんなふうに思っております。

それから、防災無線の関係でございますけれども、電波法が改正され、平成30年度までにアナログからデジタルにしなければということでございます。消防関係、警察関係、あるいは危機管理関係、全て防災無線、危機管理無線、こういうものについてはアナログからデジタル化されておりますが、婦恋村につきましても今後また議会のほうにもご報告申し上げ、防災無線体制をしっかりと整えてまいりたいと、こんなふうに思っております。

また、後ほど全員協議会でも議員の皆さん、あるいは委員会のほうでもご指導いただくわけでございますが、鎌原観音堂周辺整備、これにつきましては土地を購入させていただきました。今後どうあるべきかをしっかりと取り組んでまいりたい、また議会の皆様の意見もしっかりお聞かせ願いながら努めてまいりたいと、こんなふうに思っておるところでございます。

なお、9月以降の主な行事でございますけれども、本当に主なものにつきましてご報告させていただきますと思います。

9月24日、郡民祭、議員の皆様にも大変お世話になりました。盛大に開催できたと思っておるところでございます。

10月でございますが、10月13日、民生委員制度創立100周年記念群馬県民生委員児童委員大会という大会がグリーンドーム前橋で行われました。民生委員さんの制度ができてから100年たつということでございました。今後も民生委員さん、児童委員さんの皆様には、地域社会を下から支える組織としてご指導いただけたらと思っておるところでございます。

10月28日、JAつまごい農業まつりが大笹特産センターで開催されました。安いものをたくさん提供するというので、たくさんの皆様方がお集まりいただき、消費者の皆さんも喜んでおったようでございます。また、近隣の北軽井沢、あるいは草津町、あるいは長野原や遠くの方も情報を知っておって、安いものを早く買おうということで行列ができておりま

した。大変にぎやかですばらしいお祭りだったと思っております。

30日、恒例の消防点検を開催させていただきました。

11月3日ですが、文化祭で議会の皆様にも大変ご指導いただきまして、盛大に開催させていただきました。

11月6日ですが、上信自動車建設促進期成同盟会、国要望ということで、小渕優子さんが会長でございます、会長を筆頭に関係する首長さん全員で国土交通大臣等をお願いをしてみました。一日も早く整備区間の格上げ、あるいは全線開通を目指して今後も取り組んでまいりたいと思っております。

7日でございますが、知事・市町村長懇談会が市町村会館で開催されました。

18日でございますが、湯の丸高地トレーニング竣工式典ということで、東御市主催によりますグラウンドができて、竣工式典が開催されました。高地トレーニングの拠点施設にするということで取り組んでおるところでございます。また、私どもも連携した形でサポートできることがあればサポートし、双方がプラスになるような運動を展開してまいりたいと考えておるところでございます。

20日でございますが、地方自治法施行70周年記念式典及びシンポジウムが東京国際フォーラムで開催をされたところでございます。これにつきましては、昭和22年5月3日に現行憲法が制定されて以来、ちょうど70周年を迎えておるわけでございますが、憲法92条及び93条に書いてありますとおり、地方自治の本旨に基づいて地方自治というものは認められたわけでございます。その記念シンポジウムということで、孺恋村が総務大臣表彰を受賞させていただいたわけでございますけれども、これもひとえに今まで先人の皆様方がしっかりと現在の孺恋村をつくっていただいたと、そういう先人の皆様方の汗の結晶だと思っております。先人の皆様方に心より敬意を表したいと思っておりますし、今日の地方自治、孺恋村を建設なされた先人の皆様に感謝を申し上げたいと思っております。

11月27日でございますが、JA出荷反省会ということで、業者の皆様方をお招きして開催をされたところでございます。

29日でございますが、NHKホールにおきまして全国町村長大会が開催されました。

12月3日でございますが、自衛隊東部方面総監感謝状授賞式ということで、県の関係者と一緒に参加をさせていただいたところでございます。

まだまだ来年度予算編成作業は、これから国のほうの動向を確認し、また、県のほうの予算編成作業もしっかり確認し、孺恋村のあるべき形のもをまた重点課題について、議員の

皆様方としっかり確認し、また議論もし、前向きに取り組んでまいりたい、こう思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

元気が出る村づくりのために精進してまいりたい、こう思っておりますのでよろしくお願ひ申し上げ、行政報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（滝沢倅明君） これで行政報告は終わりました。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（滝沢倅明君） 日程第5、報告第6号 専決処分報告について（道路管理瑕疵による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第6号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

村長において専決処分をすることのできる事項の指定（昭和60年議決）第2号（1件50万円以下の損害賠償の和解、額の決定）に基づきまして専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

村道大沼バラギ線婦恋村大字干俣地内において現場を走行した車両を破損させたことにより、相手損害額は7,155円でございます。損害額の7割5,009円を村の加入する損害保険会社より相手に支払う内容でございます。よろしくご審議いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、専決処分内容について説明をさせていただきます。

次のページを見ていただきたいと思います。

平成29年8月26日に村道大沼バラギ線干俣地内で村内在住の方の車両を破損させ、相手方損害額7,155円の7割、5,009円を村の加入する損害保険会社により相手に支払うことで、平成29年10月2日に和解となりました。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（滝沢倅明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で……

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 2点ほどお聞きしたいんですけども、これは何か大きな行事をバラギ地区で行ったときによるものとお聞きしたんですけども、そういうことをやるときに、やっぱり道路の点検とかなんか、それから、日常の道路破損状況とかそういうのは、村としてどのようにされているのか、それと、今回こういうのが2件、今後これから審議されるものもあるんですけども、それについて村としては何か今後はどうするかという反省をされたのかどうか、その2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 伊藤洋子議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

この事故が起きた日が8月26日、次の専決処分もあるんですけども、それは27日だったんですけども、土日にちょっと穴が、金曜日とかにそこをうちの職員が通っているんですけども、穴というものがちょっと確認されなかったんですけども、ただ土どめ、山側のブロックのほうから、ちょっとことしは雨が多かったものですから、水がちょっと出てきていて、それがどうしても穴のところに入ったのを、車が通って、あれで急激にその穴が大きくなったものと考えられるんですけども、26日、27日はちょうど行幸啓の日だったと思うんですけども、私もですけども、職員もその日は一応パトロールには出ていたんですけども、違うほうをパトロールしていたということで、その穴に気づかないまま、ちょっと事故が起きてしまっているというような状況です。

それと今後についてですけども、パトロールのほうは随時、職員が行っていますし、各区長さんとか区の役員の方にも、そういう箇所がありましたら建設課のほうに報告をお願いしますというような形でお願いはしてあるんですけども、たまたまこのときは、その報告もなく、職員も気づかず、ちょっと事故になってしまったというような状況と考えています。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で報告第6号 専決処分の報告についてを終わります。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（滝沢倅明君） 日程第6、報告第7号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第7号の提案理由を説明させていただきます。

村長において専決処分をすることのできる事項の指定第2号（1件50万円以下の損害賠償の和解、額の決定）に基づき、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

村道大沼バラギ線婦恋村大字干俣地内において現場を走行した車両を破損させたことにより、相手損害額は35万4,442円でございます。損害額の6割、21万2,665円を村の加入する損害保険会社より相手に支払う内容でございます。ご審議賜りまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、専決処分内容について説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

平成29年8月27日に村道大沼バラギ線干俣地内で東京都民間会社の車両を破損させ、相手損害額35万4,442円の6割、21万2,665円を村の加入する保険会社より相手側に支払うことで、平成29年10月3日に和解となりました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で報告第7号 専決処分の報告についてを終わります。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第7、承認第7号 平成29年度婦恋村一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第7号の提案理由を説明させていただきます。

衆議院解散に伴う第48回衆議院議員選挙によりまして、緊急に予算を補正する必要が生じたため、平成29年度婦恋村一般会計補正予算を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により本案を提出するものでございます。慎重審議ご指導いただきまして、ご承認をいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、補正内容を説明をさせていただきます。

3枚目をお願いいたします。

平成29年度婦恋村一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ783万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億6,567万2,000円といたします。

歳入歳出の内訳について5ページをお願いいたします。

まず、歳入からですが、第15款県支出金、第3項委託金、1目総務費委託金、補正額782万円、こちらは衆議院議員選挙事務委託金になります。

次に、歳出になりますが、6ページをお願いいたします。

第2款総務費、第4項選挙費、8目衆議院議員選挙費、補正額783万1,000円、右の説明欄にあるとおり、人件費と事務用消耗品代などになります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、承認第7号は提案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第8、承認第8号 平成29年度孺恋村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第8号の提案理由を説明させていただきます。

社会保険事務所による企業への従業員社会保険適用指導により、国保から社会保険加入への遡及移動が多数発生し国保税の歳出還付予算が不足したため、対象者への還付処理を滞らせないよう予算の補正を行う必要が生じまして、平成29年度孺恋村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして本案を提出するものでございます。慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） 提案理由については、先ほど村長が申し上げたとおりでございますが、社会保険の未加入の事業者に対しまして厚生労働省、あるいは日本年金機構の指導によりまして、社会保険の加入件数が10月以降多数件発生をいたしました。加えて、過年度への遡及があったものですから、還付額が高額になりまして急激に増加したもので、予算の不足が生じたものでございます。

また、税の還付に当たりましては還付加算金等が加算されますので、日数の経過に伴って加算されるために決定後、速やかに還付をする必要がありまして、今回、専決処分とさせていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、詳細について説明をさせていただきます。

1枚はぐっていただきまして、この補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ310万円を追加しまして、歳入歳出それぞれ18億101万2,000円とするものでございます。

それでは、3ページをごらんいただきたいと思ひます。

歳入につきましては、繰越金を310万円補正増とさせていただきます。

それでは、次のページをごらんいただきたいと思ひます。

歳出につきましては、諸支出金がこの同額の310万円の増額でございます。

5ページをごらんいただきたいと思ひます。

これも歳入で同じように310万円でございます。

最後のページをごらんいただきたいと思ひます。

歳出の詳細でございますが、第10款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金でございます。第1目の一般被保険者保険税還付金として300万円の補正増、それから第4目の一般被保険者還付加算金として10万円の増額でございます。合計で310万円の増額となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（滝沢倅明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、承認第8号は提案のとおり承認することに決定しました。

◎同意第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第9、同意第6号 婦恋村等公平委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第6号につきまして提案理由を説明させていただきます。

宮崎一子委員が任期満了を迎えることに伴いまして、後任に西窪恵子様を選任することにつきまして議会の同意を得たいもので、本案を提出するものでございます。

本案で提出させていただきます西窪恵子様は、役場職員としてご活躍され、地方自治行政に精通していることから本委員に適切な方と考えますので、婦恋村等公平委員会共同設置規約第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるとでございます。よろしくご審議の上、ご同意のほどよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎諮問第1号の上程、説明

○議長（滝沢倅明君） 日程第10、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 諮問第1号につきまして提案理由を説明させていただきます。

人権擁護委員1名の任期が平成30年3月31日で満了となるため、新たな候補者を推薦するに当たり議会の意見を求めるものでございます。

新たな候補者であります干川様につきましては、歯科衛生士の資格を有し、長年、村民の健康推進や母子保健事業等にもご協力をいただいております。また、食生活改善推進協議会や愛育会等の会長職を歴任され、識見高く適任であるので、候補者として推薦するものでございます。ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） お諮りいたします。本案につきましては全員協議会で意見調整し、再開日に答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、全員協議会で意見調整し、再開日に答申することといたします。

◎議案調査について

○議長（滝沢倅明君） お諮りいたします。本日提出されました日程第11、議案第44号から日程第23、議案第56号までの各議案につきまして本日提案説明までさせていただき、全員協議会で詳細説明の上、各議案の審議は中日11日に行うこととし、再開日まで議案調査とし

たいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号から議案第56号までの各議案は、本日から11日まで議案調査といたします。

◎日程の変更について

○議長（滝沢俣明君） お諮りいたします。日程11から日程17までは、いずれも平成29年度各会計補正予算関係の関連議案であります。

よって、この際日程を変更し、日程11から日程17までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎議案第44号～議案第50号の一括上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 日程11から日程17までを一括議題とします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第44号ほか議案第50号までの各特別会計補正予算につきまして、一括で提案理由を説明させていただきます。

まず、一般会計でございますが、歳入歳出それぞれ442万1,000円を減額し、歳入歳出総額80億6,125万1,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、国庫支出金を1,222万4,000円、県支出金を252万7,000円、諸収入を45万円、それぞれ増額、繰入金を1,962万3,000円減額といたしました。

国庫支出金は、災害復旧費負担金及び障害者自立支援給付費負担金の増額、県補助金につきましては、特別弔慰金支給事務市町村交付金及び「野菜王国・ぐんま」強化対策総合事業補助金等の増額になります。

諸収入については、歳末商工振興感謝券売上金を計上しております。

繰入金は、補助金等の増額により財政調整基金からの繰入金を減額しております。

続きまして、歳出でございますが、全体の主な内容は、人事異動及び人事院勧告による人件費の補正でございます。

このほか企画費では、孺恋村ジオパーク推進協議会負担金につきましては対象事業の交付金が増額となったことにより、負担金が減額となりました。

賦課徴収費につきましては、村税過誤納還付金及びシステム委託料の増額となります。

老人福祉費では、福祉バス運行委託料の単価変更により増額となっております。

障害者福祉費では、吾妻広域への負担金の増額及び障害児通所給付費について、利用者がふえたことによりまして増額となっております。

農業振興費では、農家から野菜苗全自動移植機の要望がふえたことにより、「野菜王国・ぐんま」強化対策総合事業が増額となっております。

農地費関係では、田代・大笹地区排水路工事湧水処理対策について増額させていただいております。

創作実習館運営費につきましては、設計委託料等から施設用備品購入費への予算の振りかえを行わせていただく内容となっております。

商工振興費については、歳末感謝祭開催に伴う感謝券関係の計上となっております。

保健体育総合費につきましては、オリンピック関係経費を計上させていただいております。

以上が一般会計補正予算（第7号）の主な内容となります。

続きまして、議案第45号、国民健康保険特別会計でございますが、事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ3,202万7,000円を追加し、総額を18億3,303万9,000円とするものでございます。直診勘定につきましては、歳入歳出それぞれ125万9,000円を追加いたしまして、総額を4,274万5,000円とするものでございます。

続きまして、議案第46号、介護保険特別会計でございますが、まず事業勘定の歳入歳出それぞれに85万2,000円を追加し、総額を10億270万2,000円とするものです。介護サービス勘定は、歳入歳出それぞれ46万7,000円を減額し、総額を2,129万1,000円とするものでございます。

次に、議案第47号、簡易水道事業特別会計でございますが、歳入歳出それぞれ41万1,000円を減額し、総額を1億6,763万4,000円とするものでございます。

次に、議案第49号、公共下水道事業特別会計でございますが、歳入歳出それぞれ7万9,000円を追加し、総額を3億1,536万5,000円とするものでございます。

次に、議案第50号、農業集落排水事業特別会計でございますが、歳入歳出それぞれ571万1,000円を追加し、総額を2億936万8,000円とするものでございます。

各特別会計の主な補正内容は、人事異動及び人事院勧告による人件費の補正を行うものでございます。

このほか議案第48号、上水道事業会計についても人件費を補正するものです。

以上、大変雑駁ではありますが、私からの提案説明とさせていただきます。

なお、各会計の補正予算詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせていただきます。慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、議案第44号 平成29年度孺恋村一般会計補正予算（第7号）の詳細説明をいたします。

平成29年度孺恋村一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ442万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億6,125万1,000円といたします。

歳入歳出については、5ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書で全体の概要を説明いたします。

歳入では、款と補正額の順で申し上げます。

第14款国庫支出金1,222万4,000円、第15款県支出金252万7,000円、16款財産収入1,000円、18款繰入金マイナス1,962万3,000円、20款諸収入45万円、歳入合計マイナス442万1,000円となります。

次に、歳出になりますが、6ページをお願いいたします。

第1款議会費50万6,000円、2款総務費マイナス1,975万3,000円、3款民生費1,824万円、4款衛生費マイナス342万7,000円、6款農林水産業費マイナス15万4,000円、7款商工費100万9,000円、8款土木費526万7,000円、10款教育費マイナス610万9,000円、歳出合計マイナス442万1,000円。

財源の内訳としまして、国・県支出金が1,305万1,000円、特定その他財源としまして45万円、一般財源がマイナス1,792万2,000円となります。

次に、歳入歳出の主なものについて説明をいたします。

7ページをお願いします。

歳入、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金、補正額1,184万6,000円、内訳としまして、公共土木施設災害復旧費負担金960万7,000円、農業用施設災害復旧費負担金223万9,000円になります。

次に、第15款県支出金、第2項県補助金、4目農林水産業費補助金、補正額247万8,000円、内訳としましては、「野菜王国・ぐんま」強化対策総合事業補助金170万円、農業災害対策事業費補助金、台風被害等で84万円となります。

次に、8ページをお願いいたします。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額がマイナス1,962万3,000円となります。

次に、歳出になりますが、人件費につきましては人事院勧告の関係と人事異動分への補正内容になりますので、これからの款目の説明につきましては割愛をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、6目企画費、補正額マイナス315万円、こちらは浅間山ジオパーク推進協議会負担金の減額になります。

13ページをお願いします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、5目障害者（児）福祉費、補正額355万7,000円、障害児施設の通所給付費等になります。

15ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、補正額250万円、こちらは「野菜王国・ぐんま」強化対策総合事業補助金、それと農業災害対策事業補助金になります。次に、5目の農地費、補正額191万4,000円、農林水産業施設工事費300万円が計上されております。

次に、17ページをお願いします。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、1目道路維持費、補正額170万円、測量委託料になります。

続いて、次に20ページをお願いいたします。

第10款教育費、第6項保健体育費、1目保健体育総務費、まだ確定しておりませんが、ス

ピードスケートで平昌五輪に出場する場合の応援経費が60万円計上されております。

次に、21ページになりますが、第11款災害復旧費、これは災害査定によりまして財源補正となります。

以上、詳細説明とさせていただきますが、よろしく願いをいたします。

○議長（滝沢倅明君） 続いて、住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） それでは、私のほうからは第45号の孺恋村国民健康保険特別会計補正予算及び第46号の孺恋村介護保険特別会計補正予算について、詳細説明をさせていただきます。

まず初めに、第45号の孺恋村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）ですが、事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ3,202万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ18億3,303万9,000円とするものでございます。また、直診勘定につきましては、125万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,274万5,000円とするものでございます。

それでは、3ページをごらんいただきたいと思います。

事項別明細書のうちの歳入になりますが、第1款国民健康保険税ですが、マイナスの1億2,736万2,000円、3款国庫支出金マイナス9万6,000円、第11款繰越金として1億5,948万5,000円、補正合計で3,202万7,000円となっております。

それでは、次の4ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の内訳ですが、第9款基金積立金として807万3,000円、第10款諸支出金として2,394万2,000円、その他を含めまして合計で3,202万7,000円の補正でございます。

それでは、次の5ページをごらんいただきたいと思います。

国民健康保険税のうち、第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者の国民健康保険税ですが、第1節の現年度医療分として9,015万7,000円、第2節後期高齢者支援金分として3,830万5,000円の減額でございます。第3節の介護納付金分として110万円の補正でございます。合わせましてマイナスの1億2,736万2,000円となります。

続きまして、第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金としてマイナス32万8,000円、これにつきましては直営診療所施設分の医業費の補助金の交付決定に伴う減額でございます。

それでは、次の6ページをごらんいただきたいと思います。

第11款繰越金、第1項繰越金、第2目その他繰越金として1億5,948万5,000円ござい

ます。

続いて、歳出ですが、7ページをごらんいただきたいと思います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費として1万1,000円の補正でございます。これにつきましては、国保システムの保守管理委託料の延長分につきまして補正をさせていただきます。

それでは、次の8ページをごらんいただきたいと思います。

第9款基金積立金として807万3,000円でございます。

第10款諸支出金として、これは国庫負担金の過年度の精算に伴います償還金でございます。2,427万円でございます。これにつきましては、今年度、国に返還するものでございます。第3項繰出金、第2目直営診療施設勘定繰出金マイナスの32万8,000円、これにつきましては、先ほど申し上げました直営診療所の医療機械の購入に伴います補助金の額の決定に伴います減額になります。

それでは次に、診療施設勘定でございます。

1枚はぐっていただきまして、11ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の第8款繰入金ですが、125万9,000円の補正でございます。

では、次の12ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の内訳ですが、第1款総務費としてマイナス91万1,000円、2款医業費として217万円の補正、合計で125万9,000円の補正でございます。

詳細につきましては、13ページですが、まず歳入、第8款繰入金、第1項他会計繰入金、1目一般会計の繰入金として158万7,000円、第2項事業勘定繰入金として、第1目事業勘定の繰入金としてマイナスの32万8,000円、これも先ほど申し上げました医療機械の補助金額の決定に伴うものでございます。

それでは、最後は14ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の第1款総務費、第1項施設管理費、第1目一般管理費マイナスの91万1,000円となります。その内訳ですが、診療所の今年度、外構工事としてフェンスの改修工事を行いました。それに伴いまして、11万円の不足が生じたので補正をさせていただきます。また、12の役務費につきましては、今年度、診療所の前の浄化槽のくみ取りを行う予定だったのですが、これがくみ取りの必要がなくなったものですから、不用額として減額をさせていただきます。

第2款医業費、第1項医業費、第1目の医業管理費217万円の補正でございます。これに

つきましては、診療所の平成28年度決算におきまして経常損失が生じたために、指定管理協定書第24条によりまして、協議を行い、補填を行うための補正でございます。

以上でございます。

続きまして、第46号の孺恋村介護保険特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

まず、事業勘定ですが、歳入歳出それぞれ85万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億270万2,000円とします。また、介護サービス勘定につきましては、歳入歳出それぞれ46万7,000円を減額し、2,129万1,000円とするものでございます。

それでは、2枚はぐっていただきまして、3ページをごらんいただきたいと思います。

事項別明細書ですが、まず、歳入の内訳としまして国庫支出金が38万3,000円、それから、第8款繰入金金が46万1,000円、その他を含めまして85万2,000円の補正でございます。

では、次の4ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の内訳ですが、総務費が83万5,000円、保険給付費がマイナス100万円、それから、4款の地域支援事業費が101万7,000円でございます。合計で85万2,000円の補正となります。

それでは、5ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の詳細ですが、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金が25万円の減、これにつきましては、保険給付費の減額に伴う国庫負担金の減額でございます。

続きまして、第2項国庫補助金ですが、4目事務費補助金が37万8,000円、これにつきましては、説明にございますとおり、介護保険システム改修補助金分でございます。第7目地域支援事業交付金として25万円、これにつきましても、地域支援事業費の増額に伴う国庫補助金分の増額でございます。

では、次の6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金、これにつきましては、保険給付費の減額に伴う減額でございます。第2目地域支援事業交付金、28万円でございます。これにつきましては、逆に地域支援事業費の増額補正に伴う増額でございます。

第5款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金、これにつきましても介護給付費の減に伴う県負担金の減額でございます。次の第2項の県補助金につきましては、地域支援事業費の減額に伴う県負担分の減額でございます。

次に、8款の繰入金になります。第1項一般会計繰入金として介護給付費繰入金、これも村負担分の減額に伴うものでございます。第4目のその他会計繰入金から6の地域支援事業

費繰入金につきましても、保険給付費の増減に伴うものでございます。4項につきましては、先ほど申し上げました制度改正に伴うシステム改修分の国庫補助金でございます。

それでは、歳出でございます。

9ページをごらんいただきたいと思います。

第1款総務費、第1項総務管理費として83万5,000円でございます。この内訳ですが、13の委託費、介護保険システム保守委託料として1万1,000円、それからシステム委託料として65万4,000円となっております。これにつきましては、平成29度の制度改正に伴うものでございます。

それから、第2款保険給付費として、3目の施設介護サービス費として100万円の減、これにつきましては実績見込みに伴うものでございます。

それでは、次の10ページ、11ページをごらんいただきたいと思います。

第4款の地域支援事業費のうちの包括的支援事業でございますが、これにつきましては、説明の欄にあります第13の委託費の関係が主なものでございます。これにつきましては、介護予防事業のシステム更新に伴うものでございます。

それでは、11ページですが、第4款地域支援事業費のうち、介護予防ケアマネジメント事業費ですが、これにつきましても実績見込みに伴う100万円の補正でございます。

それでは、12ページの給与明細につきましては、後ほどごらんをいただきたいと思います。

最後に、サービス勘定でございますが、15ページをごらんいただきたいと思います。

歳入ですが、第2款の繰入金としてマイナス46万7,000円。

次の16ページをごらんいただきたいと思います。

歳出ですが、第1款の事業費としてマイナス46万7,000円でございます。詳細につきましては18ページをごらんいただきたいと思います。

歳出ですが、人件費がマイナスの106万7,000円、これにつきましては、人事院勧告及び職員1名が介護休暇をとった関係がございまして減額となっております。それから、第2項の介護予防・日常生活総合支援事業のうちの介護予防ケアマネジメント事業費ですが、60万円の補正でございます。これにつきましても実績見込みに伴う増でございます。ケアプラン作成の委託料となっております。

給与明細につきましては、また後ほどごらんをいただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（滝沢倅明君） 続いて、上下水道課長。

[上下水道課長 熊川武彦君登壇]

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、私のほうから議案第47号から50号まで詳細説明させていただきます。

まず初めに、議案第47号 平成29年度婦恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41万1,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,763万4,000円とするものでございます。また、地方債の補正といたしまして、第2条地方債の変更は、第2表によります地方債補正によります、限度額を2,890万円とするものでございます。

6ページをごらんください。

歳入について説明いたします。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目簡易水道使用料60万円の増額ですが、スキー場の降雪機用水道の開栓申請がございましたので、増加予想分でございます。

その下の表の第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金101万1,000円の減額ですが、歳入と歳出の差額分を繰入金にて調整するものでございます。

7ページをごらんください。

歳出について説明いたします。

第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費41万1,000円の減額ですが、人事異動と人事院勧告によります人件費の減額分の101万1,000円の減額分と、スキー場の降雪機水道電気代予想額60万円の増額でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第48号 平成29年度婦恋村上水道事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

収益的収入及び支出、第2条におきましては、支出の部、第1款水道事業費、第1項営業費用を726万1,000円増額しまして、1億4,959万円とします。

資本的収入及び支出、第3条におきましては、支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費から1,749万円減額し、3,543万5,000円とするものでございます。また、第4条としまして、予算第5条に定めました議会の議決を経なければならない経費の金額としまして、科目、職員給与費を726万1,000円増額し、6,528万3,000円とするものでございます。

2ページの上水道事業会計補正予算明細書をごらんください。

収益的収入及び支出、支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目配水及び給水費、補正額726万1,000円の増額でございますが、人事異動に伴います人件費の増額と人事院勧告による増額でございます。

次に、資本的収入及び支出、支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第3目構築物、こちらのほうは塩素濃度を計測しております残留塩素計と第7配水池のフロート弁工事で454万円の増額としまして、1,324万円とします。第7目ソフトウェアを2,203万円減額しまして145万8,000円とするもので、本年度予定していました経営戦略の關係の固定資産關係の委託費の減額と、水道台帳デジタル化修正業務を減額するものでございます。これにつきましては現在、職員により確認作業及び台帳整備を進めておりまして、確認終了後の平成30年度に経営戦略として実施を考えております。

次に、議案第49号 平成29年度孺恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万9,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,536万5,000円とするものでございます。

5ページをごらんください。

歳入について説明いたします。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金7万9,000円増額でございますが、人事院勧告による増額分を繰入金にて頂戴するものでございます。

続きまして、6ページをごらんください。

歳出ですが、第1款下水道費、第1項業務管理費、第1目総務管理費7万9,000円の増額ですが、人事院勧告による人件費の増額でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第50号 平成29年度孺恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ571万1,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億936万8,000円とするものでございます。

5ページをごらんください。

歳入について説明させていただきます。

第3款国庫支出金、第1項農集排事業国庫補助金、第1目農集排事業国庫補助金555万円

の増額でございますが、これは浄化槽設置基数の増加に伴います国庫補助金の増額でございます。

第4款県支出金、第1項県補助金、第2目浄化槽市町村整備推進事業県費補助金92万5,000円の増額でございますが、これも浄化槽設置基数の規定数に達したことによる増加によるものでございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金108万6,000円の減額ですが、歳入歳出の差額分の減額調整になります。

6ページをごらんください。

第8款諸収入、第2項雑入、第1目雑入32万2,000円の増加で、消費税還付金でございます。

7ページをごらんください。

歳出でございますが、第1款農業集落排水事業費、第1項業務管理費、第1目総務管理費16万1,000円の増額ですが、人事院勧告によります増額でございます。

次に、その下の表になりますが、第1款農業集落排水事業費、第2項農業集落排水事業費、第2目個別配水整備事業費555万円の増額は、浄化槽設置基数の増加によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 以上で補正予算に対する詳細説明が終わりました。

◎議案第51号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 続いて、日程第18、議案第51号 嬭恋村税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第51号につきまして提案理由を説明させていただきます。

地方税法及び航空機燃料の譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）の交付に伴いまして、嬭恋村税条例との整合性を持たせるため、本条例の一部を改正するものでご

ございます。慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第52号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 日程第19、議案第52号 婦恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第52号につきまして提案理由を説明させていただきます。

本年度の人事院勧告等による婦恋村職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、婦恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第53号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 日程第20、議案第53号 婦恋村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第53号の提案理由を説明させていただきます。

本年度の人事院勧告等による婦恋村職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、婦恋村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第54号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 日程第21、議案第54号 婦恋村職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第54号の提案理由を説明させていただきます。

本年度の人事院勧告等により国の給与法の一部改正に準じて、婦恋村職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第55号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 日程第22、議案第55号 婦恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第55号の提案理由を説明させていただきます。

農地集積活動等の実績及び成果に応じた能率給を農業委員会の委員に支給するため、本案を提出するものでございます。慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第56号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 日程第23、議案第56号 婦恋村地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第56号の提案理由を説明させていただきます。

婦恋村地域交流センターの完成により、設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議員派遣の件について

○議長（滝沢俣明君） 日程第24、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員を派遣しようとするときは議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定しました。

なお、この際お諮りします。ただいま議決されました議員派遣の件について、変更が生じた場合は議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣の件については、変更が生じた場合は議長に一任することに決定しました。

◎休会について

○議長（滝沢俣明君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により10日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、あすから10日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（滝沢俣明君） 本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時18分

平成 29 年 第 6 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成29年第6回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成29年12月11日(月)午前10時18分開議

- 日程第 1 答申第 1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見(答申)について
- 日程第 2 議案第44号 平成29年度嬭恋村一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 3 議案第45号 平成29年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 4 議案第46号 平成29年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 議案第47号 平成29年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 議案第48号 平成29年度嬭恋村上水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第49号 平成29年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第50号 平成29年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第51号 嬭恋村税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第52号 嬭恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第53号 嬭恋村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第54号 嬭恋村職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第13 議案第55号 嬭恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第56号 嬭恋村地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番 佐藤 鈴江 君

2番 土屋 幸雄 君

3番	唐澤 弘 君	4番	松本 幸 君
5番	滝沢 俣 明 君	6番	黒岩 忠 雄 君
7番	熊川 一 君	8番	伊藤 洋 子 君
9番	大久保 守 君	10番	羽生田 宗 俊 君
11番	黒岩 鹿二郎 君	12番	大野 克 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊川 栄 君	教 育 長	黒岩 優 行 君
総務課長	松本 源 君	総合政策課長	下谷 彰 一 君
税務課長	土屋 和 久 君	住民福祉課長	松本 芳 男 君
建設課長	宮崎 芳 弥 君	農林振興課長	小嶋 正 君
観光商工課長	加藤 康 治 君	上下水道課長	熊川 武 彦 君
教育委員会 事務局 長	宮崎 孝 君	会計管理者	熊川 さち子 君

事務局職員出席者

議会事務局長	黒岩 崇 明	書 記	宮崎 清
--------	--------	-----	------

開議 午前10時18分

◎開議の宣告

○議長（滝沢倅明君） おはようございます。

本日の出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第6回嬭恋村議会定例会を再開いたします。

◎議事日程の報告

○議長（滝沢倅明君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎答申第1号について

○議長（滝沢倅明君） 日程第1、答申第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見（答申）についてを議題といたします。

本案については、お手元にお配りしました意見書のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、答申第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見（答申）については、お手元にお配りしました意見書のとおり答申することに決定しました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第2、議案第44号 平成29年度嬭恋村一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） まず、13ページですけれども、第3款の民生費、第2項児童福祉費ということで保育所運営費が512万1,000円補正されているんですけれども、人件費ということで捉えたんですけれども、これは1人正規を採用されたのかどうかと思っているんですけれども、一応詳しく説明していただければと思います。

それから、15ページですけれども、それも人件費ですけれども、ここは農業総務費でマイナス401万6,000円なんですけれども、これは例えば退職なのか、病欠とかなのか、その辺の詳しい説明を、それでそのまま補充しないで行っているのかどうかとか、そういった今の対応についてもお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

人件費につきましては、職員の人事異動に伴いましての増減になります。幼稚園から保育所、保育所から幼稚園というような異動の場合、その増減が生じると。各事業においても、その事業ごとに当初の予算を組んだときから異動が生じた場合には、人件費が増減をするということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） そうすると、事業は当初から事業というのを予定されて行うけれども、途中異動というのは、例えば今、幼稚園から保育園とか、保育園から幼稚園というけれども、何かその辺の事業の内容というのは特にないと思うんですけども、その辺の説明がちょっとよくわからないですけれども。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 伊藤議員の再質問にお答えいたしますが、当初の予算を編成するときには、今の現状の職員の配置で予算を編成いたします。4月に人事異動が生じた場合は、その職員が異動するわけですから、当初の予算とは増減が出てくるということで予算編成上こういったことが生ずるということでお願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第3、議案第45号 平成29年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 10ページの歳出のところで医業費ということの説明、もしかして私が聞いて、うっかりしたかもしれませんので、もう一度この内容についてお願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） それでは、伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

それでは、補正予算の一番最後のページをごらんいただきたいと思います。

第2款医業費、第1項医業費、目としまして第1目医業費、これが217万円、先日申し上げましたが、これにつきましては診療所の補填分でございます。これは、指定管理の協約に

基づきまして、経常損失が出ておりますので、それを補填するものでございます。

以上でございます。

○議長（滝沢倅明君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第4、議案第46号 平成29年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 5ページですけれども、第3款国庫支出金の第2項国庫補助金の4目、37万8,000円の増になっているんですけれども、説明として介護保険システム改修事業補助金ということでもありますけれども、これは、もしかしたら来年度いろいろ制度が変わるといふことのシステム改修なのかどうかという、その内容と、それから、この補助率というのはどうなっているのか、私としては国がいろいろ毎年制度を変えるので、国が全部出すべきじゃないかというふうにも思ったりするんですけれども、これを補助率が決まっています、村

負担もどのくらいとかあって、やっているのかどうかを聞きたいと思います。お願いします。

○議長（滝沢俣明君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、この37万8,000円でございますが、これにつきましては、ご指摘のとおり29年度制度改正の対応分でございます。補助率は2分の1でございます。

それで、9ページをごらんいただきたいと思います。

その第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の説明の欄をごらんいただきたいと思います。

システム委託料、これが制度改正に伴うものでございまして、総額の支出は65万4,000円でございます。このうちの2分の1が補助金として交付されるものです。内容につきましては、高額介護サービスの見直しですとか調整交付金の見直し、これについては計算のシステムを改修するものでございます。その他2件ほど改修がございまして、対応するものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢俣明君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立多数であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第5、議案第47号 平成29年度婦恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第6、議案第48号 平成29年度婦恋村上水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第7、議案第49号 平成29年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑は終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第8、議案第50号 平成29年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第9、議案第51号 婦恋村税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第10、議案第52号 婦恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第11、議案第53号 婦恋村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢俣明君） 起立多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第12、議案第54号 婦恋村職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第13、議案第55号 婦恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第14、議案第56号 孀恋村地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） これは委託についてですけれども、第5条、村長は地域交流センターの管理及び運営を委託することができるかとありますけれども、例えば指定管理とか考えられるのか、私としては、ここは、これからいろいろな発信基地として村が責任を持ってやっていってほしいという意味があるので、この委託ということについての村当局の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝沢俣明君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 下谷彰一君登壇〕

○総合政策課長（下谷彰一君） 伊藤議員のご質問でございますけれども、指定管理も含めて委託を可能にしておる条例でございます。

○議長（滝沢俣明君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 私は、これを補強する意味で討論をしたいと思います。

今、担当課長から指定管理も含めてということがありましたけれども、設置の目的にある第1条のものは、孀恋村まち・ひと・しごと戦略の中で平成27年11月から重点項目として挙げてきたことが、ここの中にうたわれているわけですが、それをやっぱり指定管理とか何かに委託するというのではなく、村が責任を持ってやっていくということを強く望んで、賛成はしますけれども、そのことを約束していただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（滝沢俣明君） ほかにご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（滝沢俣明君） 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、14日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ご異議なしと認めます。

よって、あすから14日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（滝沢俣明君） 本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前10時39分

平成 29 年 第 6 回 定 例 村 議 会

(第 3 号)

平成29年第6回婦恋村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成29年12月15日(金)午前9時58分開議

日程第 1 議案第57号 工事請負契約の変更について

日程第 2 議案第58号 工事請負契約の変更について

日程第 3 議案第59号 工事請負契約の変更について

日程第 4 一般質問

日程第 5 閉会中の継続審査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	佐藤 鈴江 君	2番	土屋 幸雄 君
3番	唐澤 弘 君	4番	松本 幸 君
5番	滝沢 俣明 君	6番	黒岩 忠雄 君
7番	熊川 一 君	8番	伊藤 洋子 君
9番	大久保 守 君	10番	羽生田 宗俊 君
11番	黒岩 鹿二郎 君	12番	大野 克美 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊川 栄 君	教 育 長	黒岩 優行 君
総務課長	松本 源 君	総合政策課長	下谷 彰一 君
税務課長	土屋 和久 君	住民福祉課長	松本 芳男 君
建設課長	宮崎 芳弥 君	農林振興課長	小嶋 正 君
観光商工課長	加藤 康治 君	上下水道課長	熊川 武彦 君

教育委員会
事務局長

宮崎 孝君

会計管理者

熊川 さち子 君

事務局職員出席者

議会事務局長

黒岩 崇明

書

記

宮崎

清

開議 午前 9時58分

◎開議の宣告

○議長（滝沢倅明君） おはようございます。

傍聴席の皆さん、大変ご苦労さまです。

それでは、本日の出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第6回婦恋村議会定例会を開催いたします。

◎議事日程の報告

○議長（滝沢倅明君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第1、議案第57号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第57号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、昭和39年婦恋村条例第12号第2条の規定によりまして、本案を提供するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 宮崎 孝君登壇〕

○教育委員会事務局長（宮崎 孝君） 議案第57号の補足説明をさせていただきます。

この関係につきましては、西部小学校の体育館、プール建設工事に関連した造成工事関係でございます。

この予定地内に、当初想定しておりませんでした電気関係の地下埋設ケーブルが存在しておりました。造成工事に支障を来すため、地上への張りかえが必要になったことなどの理由で増額が必要となり、当初額に消費税込みで153万3,600円をふやす内容で提案させていただいたものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 本案についてこれより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第2、議案第58号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 議案第58号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、昭和39年婦恋村条例第12号第2条の規定により、本案を提供するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 宮崎 孝君登壇〕

○教育委員会事務局長（宮崎 孝君） 議案第58号の補足説明をさせていただきます。

この関係は旧干俣小学校の校舎解体の関係でございますが、校舎用地の地盤が軟弱地盤でありまして、それを補強するためのくいが入っておりました。当初予定ですと、それを全部抜く予定いたしました。地元等の校舎裏側の擁壁崩落を心配する声がございます。一番裏側の1列を残すことと変更するものであります。税込みで451万4,400円の減額変更をお願いするものであります。よろしくお願いたします。

○議長（滝沢倅明君） 本案についてこれより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第3、議案第59号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第59号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、昭和39年婦恋村条例第12号第2条の規定により、本案を提供するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 宮崎 孝君登壇〕

○教育委員会事務局長（宮崎 孝君） 議案第59号の補足説明をいたします。

この関係は旧田代小学校校舎及びプールの解体工事関係でございます。この関係、設計等は県の技術センターにお願いしているところではありますが、当初設計は、建設当時の図面に積算いたしまして、工事開始後に一部建設後のある時期において必要に応じて、改修、増設した暖房設備等の存在が判明いたしました。それらの部分の増額経費として63万7,200円を提案させていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 本案についてこれより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（滝沢俣明君） 日程第4、一般質問を行います。

土屋幸雄君外3名から一般質問の通告がありましたので、これより順次発言を許可します。

◇ 土 屋 幸 雄 君

○議長（滝沢倅明君） 初めに、土屋幸雄君の一般質問を許可します。

土屋幸雄君。

〔2番 土屋幸雄君登壇〕

○2番（土屋幸雄君） 大変傍聴ご苦労さまでございます。

議長から一般質問の許可をいただきましたので、まず最初に、村民のためになる地域包括サービスの充実について質問をいたします。

今、嬭恋村においても急速に高齢化社会が進んできております。この現象は2025年まで続くと言われております。今後、私も含めて戦後生まれの団塊世代の人たちがピークとなり、75歳以上の高齢者に達していきます。そんな中で高齢になっても長年住みなれたこの地域で、できるだけ長く過ごしたいと誰もが願っていると思います。

病気にもよりますが、一般的に病気で入院した場合、病気の急性期を切り抜ける10日から20日ほどの入院期間で退院となります。しかし、実際には、自宅でみずから生活できるレベルになるにはなかなか回復していないことが多くあると感じています。

嬭恋においては、入院できる病床はありません。そこで退院して自宅に戻られた方々が、できるだけもとの生活に戻れるような生活全般のリハビリができたり、日々の介護は大変な重労働なので、介護者の休息目的に、あるいは心のケアのための入院ができる体制づくりを村も積極的に取り入れていくことが必要だと感じております。

平成26年度に厚生労働省の診療報酬改定に伴い、在宅医療を手厚く支援する病床となる地域包括ケア病床が新設されました。そして、包括サービスが始まっております。また、国は平成29年度末までに療養病床の介護療養病床と医療療養病床を減少するとの方針を発表いたしました。さらに、平成28年度医療療養病床の設置基準が一層厳しくなりました。このような全国的な状況の変化等にあり、各病院においてもこの要件を満たすことが困難な時代となってきました。退院しても行くところがなくなってくるのが心配されております。

そこで、嬭恋村には、嬭恋国保診療所があります。そこに地域包括ケア病床を取り入れていくことは村民の健康と命を守るために必要だと私は考えております。

幸い、診療所には今使われていない何室かの病室があります。まず、手始めに地域包括支援センター及び介護サービス事業と連携して、村民の福祉と健康や長寿と結びつけて、村民が住みなれた地域でできるだけ長く生活していけるような体制づくりを進めていかなければならないと思います。

それには、看護師さんなどスタッフの確保等に変なお金がかかりますが、診療所へ地域密着型の地域包括ケア病床を取り入れていくことが必要であると考えます。そこで、そうしたことが実現できるのかどうか村長にお伺いをいたします。また、村民の健康を守るためにどのような施策を考えているのか、あわせて村長にこれからの村の進むべき方向と方針についても伺いをいたします。

次に、嬭恋村地域防災計画について伺いをいたします。

地域防災計画の作成に当たっては、各種災害に対し詳細に検討が加えられており、担当職員の努力に対し、感謝をいたしております。

しかし、我が村の防災計画に目を通してみましたが、各災害別に詳細に担当者やその役割が決められておりますが、いつ、誰が何をやるということが時系列で整理された防災行動計画にはなっていないような気がいたします。

担当と役割が決まっても、もし災害が起きれば仕事は1つだけではありません。そのときのその時点において、何を優先し、どのような順序で処理をしていくのかがはっきりしていなければ、本当の意味での防災行動計画としては十二分とは言えないのではないのでしょうか。

もちろん災害にもよりますが、刻々と状況が目まぐるしく変化していく中で、こういう時点では誰が何をやるということを想定しておくことが重要だと考えます。村は早急に検討すべきだと考えますが、既にこうしたことについて着手されているのか、あるいはこれから着手するのか、現状と村長の考えをお伺いします。

次に、防災計画はつくればよいというものではありません。住民に周知し、住民が知っていて、初めて役立つものだと思います。特に、この周知には区長会、民生委員等の協力が不可欠であると思います。また、村民の生命や財産を守るためにもわかりやすい概要版の防災計画を作成して、全戸に配布しなければならないと考えております。そこで、いつごろそのような対応が可能になるのか、あるいはできないのか、村長の考えや見解をお伺いします。

嬭恋村地域防災計画を見ますと、村長が、災害が起きたときには災害対策本部長となることが定められております。現在、副村長が空席の中において、村長は村にいないことが少なく、

もし県外などに出張中に災害が発生した場合にその対策に対して、敏速かつ正確な対応策が指示できるのか疑問符を感じます。総括責任者が災害現場の状況を確認できない中で、適切な指示を出すのは難しいことではないでしょうか。

現在、村長はかなりの役職を仰せつかり、役場を留守にする機会が多くあります。村長はこうしたときに、村民の生命や財産を災害から守るためにどう対応するのか、お考えをお聞かせください。

また、村長不在の場合は、教育長、総務課長と本部長代行の順序は決められておりますが、その対応は日ごろからできているのか、あわせて村長の考え方を伺います。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋幸雄議員のご質問にお答えをさせていただきます。

第1点目でございますが、村民のためになる地域包括サービスの充実についてのご質問でございました。

土屋議員のご指摘のとおり、退院後の在宅復帰に向けた支援やご家族の介護の負担軽減は大変重要であると認識しております。そういう中でございますが、基準病床数制度がございまして、現在、孺恋村の国保診療所の病床は平成23年に廃止してきたところでございます。

また、県の保健医療計画で圏域ごとに地域包括ケア病床を含めた基準病床数が決められております。吾妻保健医療圏域では、基準病床528床に対して、現在867床となっているため、新たに増床することについては大変厳しい現状がございまして、病床数を減らさなさいという乖離があるわけでございます。867に対して、528床というのが現状でございます。

地域包括ケア病床につきましては、現在西吾妻福祉病院に37床設置されております。また、在宅での介護サービスの充実につきましては、村内や近隣の事務所と連携をとりながら、介護サービスの充実を努めてまいりたいと考えております。

また、県の指南を受けながら、郡内の医療機関や介護事業所と連携を密にし、病院から在宅へスムーズにサービスが受けられるよう吾妻郡退院調整ルールの作成を現在進めておるところでございます。

次に、村民の健康管理施設と今後の方針についてでございますが、中年期までは生活習慣予防とその重症化予防、また高齢期につきましては、介護予防に重点を置き、施策を実施し、

結果として、健康寿命の延伸につながるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

なお、基準病床数制度につきましては、担当課長から補足説明をさせていただきます。

続きまして、孺恋村地域防災計画についてのご質問でございます。

まず、第1点目でございますが、地域防災計画は土屋議員のご指摘のとおり、細かいところまで記載されてございません。この計画は災害対策基本法に基づき、都道府県及び市町村が災害発生時の応急対策や復旧など、災害に係る事務、業務に関して総合的に定めた計画となります。

職員に対するいつ、誰が、何をするという時系列等は別途、災害時の応急対応マニュアルで示して、毎年見直しを行っておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

2点目の地域防災計画の周知と概要版についてでございますが、毎年、区長会や民生委員会の中で、災害時の対応について認識やお願いをしておるところでございます。また、各区では、自主防災組織を設置し、組織の規約に基づいて対応することとなっておりますが、有事のときには、会長である区長さんと連絡体制を密にしておるところでございます。

また、概要版については、本計画策定にあわせて、村民用として孺恋村災害対応ガイドブックを全戸配布させていただきました。これは、災害に対する心得6項目、各地区の危険箇所や避難所が掲載されております。まずは自分の命は自分で守る、次に大切な人、そして地域へと住民みんなが率先して行動をとっていただくためのものがございますので、これを村民用の概要版として考えておるところでございます。

3点目の災害対策本部長の件についてでございますが、村長の不在時は防災計画にあるとおり現在の代行順位は教育長、続いて総務課長の順となっておりますのでございます。

対策本部の前段である災害警戒本部を設置した時点から、総務課長と連絡をとり合ひまして、状況の変化について逐次報告を受け、対応しておるところでございます。また、対応については災害の状況によりまして、タイムライン的に対応できるものと、急遽に発生する災害がございます。この点については総務課長より補足説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（滝沢俣明君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） それでは、私のほうから補足説明として、基準病床数制度に

ついてご説明をさせていただきます。

これにつきましては、医療法に基づく制度でございまして、病院あるいは診療所の病床整備の基準となっております。制度上、基準病床数につきましては、療養病床及び一般病床には二次医療保健圏域ごとに設定をすることとなっております。

現在の病床は基準病床を上回っておりまして、新たに病床を整備することは制限をされておりまして、ただ、現在ある病床を強制的に基準病床に削減するというものではございません。

先ほど村長の説明にございましたとおり、今現在、圏域では、吾妻圏域ですが、現在の基準病床数は528、それに対しまして既存867ということで、現在大変多くなってございます。次期の計画におきましては、この528が437とさらに減少するということになってございます。全体では91床減るということでございます。

また、今ご指摘の地域包括ケア病棟、これは療養病床に該当しますが、これについても55床次期は減らすという方向で検討されているものです。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、災害対策本部について、補足説明をさせていただきます。

現在、対策本部については気象情報等の中で、警報が発表されたときに災害警戒本部が設置されることになっております。この状況になったときには、村長と逐次連絡をとり合って、状況を確認をしております。

台風ですとか、集中豪雨、こういった時間的な経過による予想が可能な場合、そういったときには、これから大きな災害が起り得ると想定されたときに対策本部を設置することもございます。そういった事前に設置等をするに対しては、村長の指示でやっていきたいと考えております。

また、地震や火山等の場合、突然そういったことが起り得る、こういったときには、常に村長とは連絡をとれる体制になっておりますので、その場合、すぐ迅速に対応していきたいと考えているところでございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君の再質問を許可します。

○2番（土屋幸雄君） 今は質問に答えてもらったんですけども、病床を減らすという答え

が返ってまいりましたけれども、国は介護保険財源の逼迫のときに介護医療を推進するようなことを国は進めていると思うんですよ。それとして、そういうことは融合性が村としてはとれているのか、こういうことが本当に真剣に話をしていかないと、これは高齢化社会がこれからどんどん迎えていくに、国は在宅介護を推進している中において、病床は減らしていくという方針が答弁されましたけれども、この辺のところはやっぱり村独自でも何か進めていかなきゃならないと思います。

これは、今、老老介護をしている人がいっぱいいると思うですけども、この間、芦生田におきまして、在宅介護をしていた奥さんが旦那さんをあやめてしまって、自分から、みずから命を絶つという起きてはならない本当に悲しい事故が、本当に婦恋には実際に起きているんですよ。こういったことに対しまして、婦恋村は介護とかこういうことが十分だと、対策は十分できているのかと、私は問題視をいたします。

そこで、改めて質問をいたしますけれども、婦恋においても短期間なら入院できるその手助けがそれでできまして、地域包括ケア病床が必要で、患者さんのみならず、介護をしている人にとっても必要な病床だと私は思います。介護している人が本当に疲れて、そういうとき、どこへ相談に行ったり、どこへ行ったり、一時預かりとかそういうことが短時間でもできた場合は、本当に介護している人も楽というか、気が紛らわせるとかそういうことがあると思うんですよ。そういうことも村もやっぱりこれから積極的に進めていかなければ私はないと思っております。

親の介護をする人の地域包括ケア病床を設けますと、親の介護のために家を改築する期間、リハビリをする期間とかそういうとき、短期間の入院ができて預かってくれるところが本当にあれば、そういうことが介護している人にとっては、本当に必要な問題だと私は考えております。

今、介護医療とかそういうのもやっぱり役場で、住民福祉課でいろいろしているとは思いますが、そういうことが婦恋の地域包括ケアとうたわれておりますけれども、婦恋診療所でそういうことは、そういう介護サービスとかそういうのと提携して、実際に運営できていけば、本当に村民も介護している人も助かると思うんです。そういうことは、村独自ではできないのか、その辺をもう一回お聞きしたいと思います。

自主防災組織でございますけれども、今できていると言っていますけれども、村長、2番目に教育長が対策本部長になるということでございますけれども、この辺はやっぱり行政機関が違うと思うんですよね。副村長がいれば副村長がすればいいと思うんですけども、村

長がない中は、やっぱり教育長は学校対策、学校とかいろいろな生徒を預かっているという最高責任者だと思うんですね。そこまで、手が果たして回るのかどうか、私は疑問を感じております。

あと、区長さんが自主防災組織の責任者となっているということでございますけれども、区長さんは毎年かわっていきます。その対応はどのようにして引き継いでいるのか、1年1年でかわっているのにどうやってその対応策ができていくのか、その辺のところも、1年でかわって、それでまた防災組織ができていくかと。本当につくっただけで終わりはしないのかと感じているんですけれども、その辺のところも組織ができていけばいいんですけれども、その辺のところもお伺いします。

あと、病床で手助けが必要な要介護者も民生委員さんが把握していると思いますけれども、民生委員さんが各地区に1人か2人しかおりません。もし、災害が起きたとき、この辺の人たちをどうやって、誰が避難するかということは、ただそういうことは把握をしているということはよく聞きますけれども、誰がどうやって行動して、その行動はできるのかということは全然対策で決められて私はいないと思うんですけれども、その辺のこともちょっとお伺いします。

あと、村長の危機管理体制についてちょっと質問をさせていただきます。

村長がいなければ、危機管理は私は本当に災害が起きたときはできないと思います。村長がいなければ、よほどのことがなければ役場にできるだけいるようにしていかなければならないと私は感じております。

私も含め各議員さんは、村長は現実的に村長室にいないことが当たり前と捉えられて、私たちはいると思います。村長は現在、吾妻郡の町村会長とかいろいろな役を引き受けておると思いますけれども、どのくらいの役を引き受けているのか、ちょっと議員さんに、皆さんに説明をしていただきたいと思います。

これだけ役場にはいないで、村に出て行って、村長の頭が嬭恋村にはなく、村外に頭が向いているような気がいたしてなりません。議員がたまに行って、村長と話をしたくても、いつも空じゃ、村長と話をすることもできません。そして、いろんな施策とかそういうやつにおきましても、各課長、職員と本当にいろんな話をして、一つ一つ詰めてそれで議会にいろんな課題を、決めたことをチーム嬭恋で一つになって、やっぱり議会に示してもらいたい。

何か最近では、こういうことが決まったことは通らないような何かおかしくなっていると私は思います。改めて嬭恋村に根をおろして、村長は今のパターンを逆にして、ぜひとも嬭恋

のためになることを、村で一つ一つ、いけばいろんな施策が確実にできると思うんです。チーム一丸となって政策を進めていけるような施策をぜひともしてもらいたいと思います。その辺のところもお伺いします。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君の再質問に対する答弁を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 土屋議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、第1点目の地域包括サービスの充実についてに関連するご質問でございます。

現在、高齢化率が非常に高くなって、孀恋村は34.4%でございます。65歳以上の人口の比率でございます。いずれにいたしましても2025年の段階になりますと、高齢化率が40%前後になると、瞬間的には40%を超える時期も来るというふうに想定できるわけでございます。

国のほうでは、今までは地域医療、地域福祉ということを言ってきたんですけれども、平成26年の医療制度改正、あるいは診療報酬等の改正で、地域包括ケア病床というものを新たに設置したわけでございます。

地域から在宅へということで、国のほうの財政も厳しいということもあることをもとに、なるべく施設の利用じゃなくて、在宅で医療をしましょう、在宅で介護しましょうという大きな流れがあったやに思っております。

本年度、診療報酬あるいは介護報酬も改定されました。新聞で皆さんもご存じのとおりだと思っております。診療報酬については0.55%アップということであります。また、介護につきましても、介護する人の報酬を上げるという状況になっております。大きなマクロで見ますと、特別養護老人ホームあるいは老健ホーム等のマネジメントする補助については若干減らし、その減らした分を逆に介護する人に手当てを厚くするという状況があるかと思っております。

高齢化社会を迎えるに当たって、今後、財政的にも高齢者がふえれば、財政負担がふえるわけであります。国の一般会計、22日には内閣府が提示すると思われまますけれども、98兆円の予算のうち、公債費等の義務的な経費が二十数兆円、70兆円前後のうち47%はこういう福祉関係、あるいは厚生労働省関係の予算であるというのを議員の皆さんもご存じのとおりであると思われまます。

我が村におきましても、そういう社会を迎えるに当たっては、それに対応した行政対応を

しっかりとっていく必要があるという認識を持っております。

土屋議員のご指摘の独自プランが村にとって可能かというご指摘でございました。先ほど担当課長が申しましたとおり、医療法13条によりまして、基準病床数というのは厚生労働省、国のほうが地域医療圏において、この圏内にこれだけの病床数という指定があるわけでございます。

療養病床、あるいは一般病床いろんな病床があるわけですがけれども、平成26年にできました地域包括ケア病床につきましては、療養病床に含まれると思われましてけれども、現在、吾妻郡内では、やっぱり病床数が現在多過ぎるというふうに言われておりまして、数字的なものちょっと具体的にはあれですがけれども、あと、病床数を70なり80なり減らしなさいという計画が今進められておるところでございます。

医師会さんのほうからも、いろんなお話もありますので、地域全体で病床数については考えていかなければならんと。村だけで独自に病床というわけにはいかない部分もありますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

ベッドが20以上あるのが病院でありますし、19以下は医院なり診療所という形になるわけですがけれども、独自プランで村が独自に財政出動するのであれば、そういう手当ても可能だとは思いますがけれども、慎重にどこまでできるかを検討を加えていきたいと考えております。

なお、村内においてはここ数年、関係する包括ケア関係、あるいは社会福祉協議会、あるいは櫻井先生、藤田先生でございますけれども、お会いいただいて検討を重ねてきた成果もありますので、十二分にその考え方も踏まえて、しっかりと対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただけたらと思っております。

自主防災組織等の話でございました。国においては、やはり国民の生命、財産を守るというのが内閣総理大臣の最大の使命だと思っております。知事さんにおければ、やっぱり群馬県民の生命、身体、財産を守る。私の立場からすれば、村民の生命、財産並びにここに訪れる存在するこの観光客なり、あるいは別荘客さんなり全ての人のここに存在する嬭恋村内の方々の生命、身体、財産を守る、これが最大の使命だと思っております。そのためには、やはりそれなりの準備をして、計画もしっかりつくって、そしてそれに機に応じて対応する必要があると思っております。

先ほど、総務課長も話しましたが、気象状況等で予測できるものにつきまして、例えば台風でございますが、台風が発生しました、3日後には嬭恋方面通るといようなことについて

ては、アメリカのニューヨークのハリケーンがありました。タイムラインという考え方ができまして、あの考え方によって、災害が避難を相当数の人数をやったということでありませぬ。

台風等、あるいは風水害については予測ができますので、それについてはそれなりの対応、タイムライン的な考え方でしっかり対応すべきだと思っておりますし、事前に一定の状況が来れば法律も基づいて、あるいは県とも連携とりながら警戒本部を立ち上げてきておるわけでありませぬ。

しかしながら、どうしても緊急な必要性、切迫した状況が生まれれば、村長がみずからしっかりと対策本部長として対応できる、また、タイムラインということで時間があるかと思っております。それについては、予測できるものについてはしっかりと対応していく責務もあると思っております。どんな重要な案件があろうとも、生命、身体、財産を守ることが最も重要ですので、タイムラインに基づきまして、対策本部長として、予測できるものについてはしっかりと対応してまいりたいと思っております。

ただし、どうしても科学的な予測の不可能な部分、地震だとか火山の突然の大爆発というようなものについては、なかなか予測できない部分があるわけがございます。こういうものについては、やはり連絡がいつでも密にとれるように当然させていただいておりますけれども、万が一外にいたときでも、連絡がいつでもとれる体制はとっておるつもりでございますので、それについては早急に連絡を取り合うと、そして対策を考えるという準備はいつでもしておると心得ているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

あとは、要援護者の話がございました。現在、民生委員さん、あるいは区長さんともお願いしまして、区長については自主防災組織、群馬県下全ての小さな地区において自主防災組織をつくりましょうという県の指導もありまして、ほぼ全県下に自主防災組織ができてきておると思われませぬ。嬭恋村内においてもつくらせていただきました。

組織もしっかりして、そして連絡体制をしっかりすると。それと、土屋議員のご指摘のとおり、区長さんは1年でかわりますので、引き続き事業の自主防災組織の継続性というものについては、しっかりと区長会等でもまたお願いをしてまいりたいと考えております。

民生委員さん中心に要援護者のリストができております。また、浅間山の管内についても要援護者のリストもできております。民生委員さん28名がエリアがちゃんと決まっておりますし、要援護者マップもほぼできておると思っております。三原区が最初にできたんですが、まだ完璧ではないと思っておりますけれども、ほぼ各地区に要援護者リストはできてきていると思

っております。

非常時においては、各民生委員、また自主防災組織の区長さん、そこと連絡を密にとりながら、しっかりと非常時の場合、危機管理は努めてまいりたいと考えております。

最後に、村長が村にいないことが多いというご指摘でございました。10年前に比べると確かに私もそうっております。

役職について、どのくらいの役職かというご指摘でございました。今現在ですと、吾妻郡町村会長、県の町村会副会長、それから群馬県土地改良事業団体連合会会長、それから来年度に向かいます、国民健康保険、国保連の現在群馬県の理事長、この辺が主なところだと思っております。その他のものについて、重要なものも当然あるわけですが、あとは道路関係で、上信自動車期成同盟会等の副会長を仰せつかっておりますけれども、重要なものについては、必ず今までも出席してまいりましたが、今後も出席してまいりたいと。また、それも村に直接かわりのある重要な要職と考えられるものについては、しっかりと務めてまいりたいと思っております。

それから、自分にとって重要でないものについては、吾妻郡町村会においても、お互いに代理を務めてやろうということをお話し合いをさせてもらっています。また、県の町村会においても、今の会長となるべく専門は専門分野の人をお願いしようというようなことで、後職をうまく分散するような話し合いをしておるところでございます。

いずれにいたしましても、代理を頼めるもの、あるいは欠席してもいいものについては、自分自身で取捨選択をして、そのつもりでいきたいと思っております。いずれにいたしましても、村民の最大多数の最大幸福のために、自分なりに判断してやっておるつもりでございますけれども、議員のご指摘のように、外が多いというご意見もございますので、それについてはしっかりと今後、取捨選択も加えながら、対応してまいりたい、こう思いますのでご理解をいただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、村民の最大多数の最大幸福のために粉骨砕身努めてまいりたいと、そして不必要なものについてはなるべく代理を頼むなり、今後取捨選択をしっかりと努めてまいりたい、また情報についてはしっかりと村民の皆様方にもご報告を申し上げてまいりたい、こう思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝沢俣明君） 土屋幸雄君の再々質問を許可します。

○2番（土屋幸雄君） 病床が吾妻郡には多過ぎるということを村長申しましたけれども、私は地域の皆さんの願いに寄り添えるようなそういった地域包括ケアを、ぜひとも嬭恋村では

独自でもいいから進めていただきたいと思います。

それと、村長の今、よそへいろいろ出かけていることが多いと思うんですけれども、村長は婦恋村の村長であり、よその首長ではないと思うんですよ。そこを本当にしっかり自覚して、村政運営にこれからは本当に役場にいることを心がけて、みんなで話ができる体制をぜひとも築き上げていただきたいと思います。

そうでなければ、本当、我々の任期も今1年ちょっとでございます。ぜひともこの1年間はそういうことができるような体制をぜひともつくっていただきたいと思います。

以上申し上げましたが、村政をしっかりとできることを願ひまして、一般質問を終わります。心意気だけをお願いします。

○議長（滝沢倅明君） 村長、簡潔にお願いいたします。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋議員の最後の言葉でございました。外に行っていることが多いと。残り1年間、もう少ししっかりと村にいて、なるべく多くいて、村政を執行しなさいよという言葉でございました。肝に銘じてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 以上で、土屋幸雄君の一般質問を終わります。

◇ 佐藤 鈴江 君

○議長（滝沢倅明君） 続いて、佐藤鈴江さんの一般質問を許可します。

佐藤鈴江さん。

〔1番 佐藤鈴江君登壇〕

○1番（佐藤鈴江君） 議長の許可を得ましたので、何点かご質問をさせていただきたいと思っています。

まず初めに、西吾妻地域での障害者福祉また高齢者福祉施策についてお伺いしたいと思います。

まず初めに、ヘルプカードの普及です。平成29年7月20日にJ I Sが改正され、ヘルプマークも追加されました。これは、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、日本人だけでなく、外国人観光客にもよりわかりやすい案内用図記号とするためです。国際規格との整合の観点から7種類の案内用図記号を変更し、15種類の新しい案内用図記号及び

ヘルプマークが追加されたものです。

孀恋村でも、「あなたの手助けが必要です」と伝えてくれるカードの導入を新年度よりしていただきたいと、村長の見解をお聞きしたいと思います。

ここで少し、ヘルプカードとは、一言で言うと障害のある人のかわりにあなたの手助けが必要ですと伝えてくれるカードです。障害や難病を抱えた人が必要な支援をあらかじめカードに記入しておき、緊急時や災害時などの困ったときに提示し、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。

このカードが誕生したきっかけは、自閉症のお子さんをお持ちの一人の婦人の声がヘルプカードの導入となったものであります。なぜこのようなテーマを取り上げたかといえば、孀恋村での導入をすることで、少しでも障害福祉の理解につながると信じるものであります。西吾妻の障害福祉が進まない一つの要因は、身近な問題点として多くの村民の皆様は、複数の障害で悩み苦しんでいる方々が私たちの周りで生活していることを理解される環境づくりが不足しているのではないかと思います。

また、障害をお持ちの保護者の皆様とお話をさせていただく機会を持つにつけ、この孀恋村が安心して暮らせ、農業と観光の村として、またジオパークの認定を受け、たくさんの人をお迎えしていこうと取り組んでいる中であって、この村がヘルプカードの導入で安心して訪れる村になるようお願いするものであります。

東吾妻では、障害者のインフラ整備に状況を見ますと、障害者支援施設大原荘・やまばと大原荘が運営する地域活動支援センター、民間運営のほほえみ工舎、平成学園などが整備されています。今後、東吾妻では「障害者就業・支援センター」の設置も検討されています。西吾妻では、広域で昨年、やまどり福祉事業所ができ、地域活動支援センターが三原の「すきっぷ」として開設をされました。

今回、にしあがつま福祉活性化委員会が7月から5回の会議を開催し、西吾妻福祉活性化計画が策定され、理事会・評議員会の開催を得た後、住民の皆様にも情報公開されると思います。その中でも、障害者のグループホームの設置を西吾妻福祉会からまつ荘敷地内で当初検討なされましたが、施設長長野原町の副町長が県に確認をすると、特別養護老人ホーム運営する現状のからまつ荘敷地内での建設は、現在のにしあがつま福祉会では無理との検討結果でした。その中で、H棟15床のうち何床かを障害者の短期入所できるような方向で検討していきたいとのところでありました。手をつなぐ育成会の保護者の皆さんが地域で安全・安心に生活できる内容とは遠いものでありました。

今回の12月補正でも障害児施設費が1人から3人になったとのことで、増額補正されております。今後、このような障害者を持った村内利用者が帰って生活できるような施策が必要であります。該当者本人がどのような生活がしたいのか、この地域で世界を広げ楽しんでいけるのか、親から自立していけるのか、そのためには地域生活拠点事業が求められています。私たち健常者が相手の立場に寄り添い、「自分が当事者であったならば」と考え、想像する努力が必要だと考えます。

資金決定しているのは行政であり、グループホーム事業は障害者にも高齢者にも必要であると思います。現在、第5期婦恋村福祉計画が策定中であると思います。今後3年間でどのような障害者福祉をお考えか伺います。

また、社会福祉協議会の役割について、村長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。私は、民間でできることは民間で、地方分権が進み、福祉制度も例外ではなく自治体の実情に見合った地域福祉が求められております。社協のサービス内容は全国一律で実施することが難しく、各市町村の実情に合った独自の施策が必要であります。本当に困っているところに公費投入をしていく考えがあるのか、お伺いしたいと思います。

次に、婦恋村議会高校生議会の実施についてであります。

16年7月の参議院選挙から18歳選挙が導入されました。現在、婦恋高校ではスケートの全国募集で村として婦恋浅間寮を建設中であります。若い高校生の視点は我々大人世代とは違う立場から村の施設や政策への考えを聞ける貴重な機会と考えます。

主権者教育の一環としても、選挙や政治の仕組みといった知識にとどまらず、社会人として自立し、他者と連携しながら社会を生き抜く力やさまざまな課題を解決する力を身につけ、将来の自分たちが住みやすい村づくりを提案してもらおう機会と考えます。実現に向けて村長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上についてお答えいただきたいと思います。

○議長（滝沢俣明君） 佐藤鈴江さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤鈴江議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、西吾妻地域の障害福祉、高齢者福祉施策についての質問でございました。

まず、第1点目でございましたが、ヘルプカード、ヘルプマークにつきましてのご質問で

ございました。内部障害や難病、妊娠初期など援助や配慮を必要としていることが外見からわからない方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることを目的として作成されたものだと認識しております。

平成24年に東京都で導入以来、13道府県で現在普及しております。群馬県内では、みなかみ町でことしの8月から導入しておるようでございます。先進自治体の状況をよく調査すること、検討をさらに加えて、来年度実施が可能かどうか現在、担当とも指示を出して、取り組んでおるところでございます。コストがたくさんかかるという話でもないというふうに思っておりますので、状況の把握をしっかりと、検証し、事業化できるものであれば、来年度予算の中に取り込んでまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

第2点目でございます。

佐藤議員のご指摘のとおり、西吾妻福祉会でグループホームを運営することについては活性化委員会の中で無理との検討結果でございました。しかしながら、空き施設を利用しての障害者の短期入所の受け入れを前向きに検討しているということにつきましては、現在、短期入所を受けられる施設がない西吾妻地域において、小さいながらも一歩前進できたのではないかなと考えております。十分だとは思えませんが、一歩前進というふうに認識しておるところでございます。

グループホーム事業につきましても、保護者の方々が必要と感じている事業でございますので、嬭恋村または西吾妻地域で設置・運営したいという民間業者がおりましたら、近隣町村と連携して、対応してまいりたいと考えております。

嬭恋村高齢者福祉計画及び障害者福祉計画の策定につきましては、今後3年間の指標となるものでございますので、アンケート等を通じて、高齢者、障害を持つ方、その関係者の方々のご意見に耳を傾けながら、計画策定に向けて鋭意取り組んでおるところでございます。障害があってもその人らしい生活ができるようしっかりと支援をし、自立と社会参加を目指すことが大切であると考えておりますので、前向きにしっかりと取り組んでまいり所存でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

3点目の社会福祉協議会の役割についてでございましたが、佐藤議員のご指摘のように、市長村の現状に合った地域福祉づくりを担っているのは、社会福祉協議会でございます。地域の社会福祉活動実践の拠点であると思っております。議員ご指摘のとおり地域、地域の特性があるわけでございますので、嬭恋村にあった社会福祉協議会のあり方をよく協議をし、そしてご意見を賜りながら、独自のあり方を進めてまいりたい、こう思いますのでご理解を

いただきたいと思います。

社会福祉協議会が目指す地域福祉づくりのための事業運営に必要な経費についてでございますが、自主財源を充てて、なお不足する経費に対しましては、地域福祉を支えるために公費の投入というのが必要だと現在考えております。鋭意、運営する主体の皆様方と協議をしっかりと行い、いわゆるセーフティネットの一つの施設、一つの政策として、ご理解をいただきながら、力をおかりしながら、ミニマム、セーフティネットこのことをしっかりと努めてまいりたい。そのために合理的な資金については合理的な範囲においてしっかりと投入をする決意も持っておりますので、今後、協議をしっかりと進めながら、対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 村長、答弁漏れですよ。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 高校生議会の開催についてのご質問でございました。大変、失礼いたしました。

平成28年に公職選挙法が改正となりました。選挙権年齢が18歳まで引き下げられることになったわけでございます。これは若者が政治意識を高めることは、若い人たちの声を政治に反映させることを目的として、選挙権年齢を引き下げたものと認識しております。

議員ご指摘の婦恋高校の生徒における高校生議会の実施についての考え方についてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、若者たちに政治に関心を持ってもらうことの手段としては、効果的な方法の一つであると考えております。高校生議会の実施については婦恋村議会、婦恋高校とも相談しながら、実施に向けて検討していくことはよろしいのではないかと考えております。

また、婦恋高校における主権者教育としては、選挙管理委員会から冊子の配布や模擬投票の実施などで連携ができればとお話を伺っておるところでございます。高校生のような若い方たちの意見を聞くことも大切なことであるとも考えますし、社会人として活躍できるような人材育成の一助になることと考えております。

議会の皆様ともよく協議をして、可能ならば、前向きに取り組んでいくのがよろしいのではないかと考えております。また、高校ともよく協議をしながら進められたらと考えます。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さんの再質問を許可します。

○1番（佐藤鈴江君） 今、第5期計画を策定中ということでありましたけれども、それでは、平成29年度第4期障害者福祉計画の評価の年度になっていると思います。平成29年度がなっていると思います。その中で、国の基本方針は、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備が必要だというふうに国のほうから基本方針が出されていると思いますが、その点について、村としてはどのような進捗状況なのかお聞きしたいということと、また地域生活支援拠点等、平成29年度、今年度ですね、各市町村においては、圏域ごとに、また市町村ごとに整備をしていくというのが国としての第4期の基本方針でありました。その点について、第4期の評価をどのようにされているのか、また、グループホーム等が第5期計画の中に計画をされているのか、その点をお聞きしたいと思います。

そして、すきっぷであります。昨年開設をして、指定管理を3年間されていると思いますが、今後、3年終了後において、今現在、西吾妻福祉会が運営を行っておりますけれども、第5期からまつ荘の活性化委員会がなぜ開かれたかということ、やはり介護職員、またはその職員の配置が十分でなかったり、確保できていないということもあったり、また既にもう今代表者、施設長及びかわっているんですけども、そのトップである施設長が介護、または福祉について造詣がなかったということも大きな後退を生んだ要因であるということが、その会議の中でも話し合いをされました。そのことについて、今後、西吾妻福祉会としてすきっぷを運営していく、また今後切れた段階では、また民間委託なりそういったことを検討できるのかどうかお聞きしたいと思います。

また、高校生議会については、婦恋高校存続のためにも、ぜひ高校側とも懇談をする中で、そういったところはあればぜひ、そういったところの催しも協力していきたいというお話も伺っております。

議会とまた当局としっかりと懇談をして、新年度、ぜひ実施の方向に向けて検討をしていただきたいと思いますし、やはり婦恋村民の皆さんにも婦恋高校の存在感やまた婦恋高校生がしっかりと地域の中で努力をされている、また頑張っているということを一般村民にも知っていただく大きな機会にもなると思いますので、その実現に向けては、ぜひ村長の強いリーダーシップを発揮していただきたいというふうに思いますが、その点について、第4期福祉計画の評価、どのようにされ、第5期の中にグループホームが計画されているのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

現在の障害者福祉計画第4期の計画があるわけですが、評価の年であるということでもあります。計画をつくったので、一定の評価を下して、第5期に向かっていくという手順になってくると思います。

もう一点、第5期の中には、グループホームに対するしっかりとした考え方があるのか、あわせて現在三原にありますすきっぷの3年間の指定管理があるわけですが、その後、どういうふうに進むのかというご指摘でございました。すきっぷの運営につきましては、まだ始まったばかりというところもございますが、今後とも関係する町村ともよく協議をしながら、できるだけ対応はとってまいりたいと思っております。

第4期、第5期の件につきましては、具体的な点、住民福祉課長のほうからお答えをさせてもらえたらと思っております。

高校生議会の件でございます。孺恋高校の生徒が傍聴に何年かここ見えて、議会のほうにお越しいただいておるわけでございます。佐藤議員のご指摘のように、孺恋高校存続という意味も当然、そういう面から見ても価値のあることだと思っております。ぜひとも私も議員の皆さんと協議しながら、もし可能であるならば、議会のことですので、議長を中心に議員の皆さんとも協議しながら、進められるものについてはしっかりと取り組んでまいりたい。

私、個人的な立場からは、行政の執行者としての立場からは進めてもよいであろうと思っておりますので、よろしくお願ひします。いずれにしても、議場内のことでございますので、議会、議長の皆さんのご意見を賜りながら進めてまいりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（滝沢倅明君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） それでは、私のほうから補足の答弁をさせていただきます。

佐藤議員のご指摘の今期の評価についてでございますが、私も2年ほど前に担当課長になりまして、3年間になりますが、今回、この評価につきましては、やまどりが事業所管になったということで、その点については一歩進歩したと。またそのかわりとしまして、すきっぷが地域活動支援センターが孺恋村に新設されたということにつきましては、孺恋において、障害者の方の活動の場がふえたということでは、評価できるのかなと思ひます。

全体につきましては、保護者の方が申しますように、また単独の調査は当然無理なんです

が、西吾妻においてグループホームがないということにつきましては、今後取り組みしていかなくやならないと考えております。

また、次期の計画の中にグループホームの位置づけがあるかということですが、具体的にこれをやるという位置づけにはなっておりませんが、当然、これは取り組んでいかなければなりませんので、今後の次期計画の中では目いっぱい取り組んでまいりたいと考えております。

また、3番目のすきっぷの3年後のまた指定管理につきましては、当然これは継続していかなくやなりませんので、民間に委託を考えてございます。継続して、実施をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さんの再再質問を許可します。

○1番（佐藤鈴江君） それでは、再質問をさせていただきます。

ヘルプカードについては、先ほど、村長は前向きに検討していくということでありました。群馬県の中では、みなかみ町がユネスコエコパークの認定を受けたと同時に、町長の強いリーダーシップで導入をしたということがあります。嬭恋村も観光で交流人口をふやしていくという考えのもとにこのような導入は必要だと思いますし、経費的にも予算的にも余りかかるものではないと思っておりますので、この点についてはしっかりと新年度で対応していただきたいというふうに思います。

また、今、福祉計画について住民福祉課長からも説明を受けましたけれども、今、西吾妻地域で必要とされている地域生活支援拠点について、必要なことは相談窓口でありますし、体験またその機会の場合、緊急時の受け入れ対応、専門的人材の確保、要請、地域の体制づくりであります。また、地域生活支援拠点の整備におきましては、多機能型拠点整備型また、面的な整備型と分かれておりますけれども、その辺についてもしっかりと計画の中に盛り込んでいただいて、西吾妻福祉がより一層、一步前進できるような取り組みをしていただきたいと思っております。

また、この25日に策定委員会等が開催をされる予定になっておりますけれども、その中でもやはり1回、2回の計画を出された段階で、なかなかわからないと思っておりますが、事前に会議の前に委員の皆さんに配付していただけるようであれば、配付をしていただき、内容等の検討もしていただけたらというふうに思います。

また、すきっぷの関係ですけれども、やはり3年間の指定管理を見て、現状はどうであったのか、今現場の声はどうなのか、そういったことにしっかりと耳を傾けていただきたいと

思います。

また、桐生市ではグループホームについては社会福祉協議会が運営をしておりますし、全国でも多くのところが社会福祉協議会が運営しているという実話もありますので、そういったところも含めて、検討をしていただきたいと思います。

また、社会福祉協議会の役割であります。当然、嬭恋、吾妻郡の中でも介護保険料が嬭恋村が一番高い状況になっております。この次の計画の中においても、やはり郡内の中でも一番高い状況があるということですが、やはり嬭恋村では、それだけ多くのサービスがあるというふうにも認識しておりますけれども、その辺のところは住民の皆さんしっかりとわかる、また社会福祉協議会の中で地域福祉における予算の投入についてはしっかりとやはり村が公費を投入していかなければいけないというふうに思いますし、例えばヘルプサービスの事業であります。農協さんがヘルプサービスをやっております。ただし、土日とか、また年末年始とかはやっておりませんし、介護報酬の面においても、そのような形で困っているような方たちに寄り添う形で運営をしているところが社会福祉協議会でもあります。そういった点も今後、しっかりと採算ベースだけで考えるのではなくて、しっかりとその辺のところ、やはりほかの民間がやれないところを社会福祉協議会がやっているという認識をしっかりと持っていただきたいというふうに思います。

また、社会福祉協議会包括支援センターにおいても、障害者の取り組みを郡内の中でもしっかりとやっているのが嬭恋村だというふうに考えておりますので、その辺についてもしっかりとご理解をいただきながら、やはり公費投入は採算ベースだけで考えるのではなくて、やはり困っている方に寄り添っていける村の村政のあり方であっていただきたいというふうに思います。

高校生議会においては、議長ほか、ほかの議員の皆様とも相談をさせていただいて、やはり悪いことではないと思いますし、高校生の意見を聞いて、ほかの町村でも郡内でやっているところがありますが、やはり村の大人の視点、また私たち車社会で車で移動している人間では見えない、歩いて高校に行くまでのそういったところの視点が高校生のほうから聞かれるというお声も聞いておりますので、そういった高校生の若い高校生の視点で、やはり嬭恋村に残っていききたいな、嬭恋村で仕事をしていきたいなという環境をつくっていくためにも、高校生議会の導入はお考えいただきたいと思いますので、その点について、もう一度、村長のお考えを、検討は十分していただきたいんですが、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 佐藤鈴江さんの再再質問に対する答弁を求めます。

村長、端的にお願いします。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員の再再質問にお答えをさせていただきます。

第1点目、ヘルプカードの導入でございますが、先ほども申しましたように、コストがたかさんかかるといふ話ではございません。ぜひとも、先ほど申しましたように取り組める方向で検討を加えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

第2点目、地域生活支援拠点のお話ございました。これも関連する近隣の町村ともよく担当者レベルでもんでもらったり、また関係する皆さんの意見を確認しながら、しっかりとやるべきことをやってまいりたいと思います。

社会福祉協議会の任務、役割でございますけれども、佐藤議員のご指摘のとおり、確かに採算が合うか合わないかだけの判断ではない部分を相当やっておるというふうには、私も認識しております。また、先ほど申しましたが、市町村、各自治体の独自性というものもあるわけでございますので、それも含めた形で今後さらに幅広くご意見を賜って、考えてまいりたいと思っております。

必要なところの公費については、やはり公費投入ということで、今までもできることをやってきたつもりでございますけれども、今後においても、大分施設も古くなっている部分もございまして、その辺も含めて、できることから一步一步取り組んでまいりたい、こう思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

高校生議会の件でございますが、先ほども申しましたように、私の立場からも悪いことではないと思っております。議会のことでございまして、議長を中心とする議員の皆さんともよく協議をしながら進めてまいれたらと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（滝沢俣明君） 以上で、佐藤鈴江さんの一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（滝沢俣明君） 続いて、伊藤洋子さんの一般質問を許可します。

伊藤洋子さん。

〔8番 伊藤洋子君登壇〕

○8番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。

傍聴の皆さん、ご苦労さまです。

今日は12月議会の最終日です。私はこのさきの9月議会ですけれども、平成28年度の決算審議を中心に行ったところでは、前年度の反省を今後の行政に生かすようにと要望したところですが、しかし、村長の姿勢は依然として変わっておりません。村の中、特に村民の実情に目を向けることが大切です。村長は、言葉では村民のための村政と明言していますが、そうなっているのでしょうか。私は村民が主人公の村政を望む立場で質問を行います。

まず初めに、憲法改定に関する村長の見解についてです。

11月10日の上毛新聞の記事に10月22日の衆議院選挙結果を受けての首長アンケート結果が載っておりました。

アンケートの問い2は、自民党の改憲に賛成かどうかでした。この問いに対して、村長は、どちらかと言えば賛成という答え方をしています。この件で2点お聞きします。

①村長は、憲法の中でどこを変えたほうがいいと思ったのか、村長の真意をお聞かせください。

②今回の改憲で、特に問題になっているのは、ご存じのように憲法9条の改定です。憲法9条第1項は「戦争をしない」、第2項は「戦力を持たない」になっています。安倍首相は、第3項に「自衛隊を明記するだけだから」という簡単に話をして、変えようとしております。もし、そうなると、災害派遣などで貢献している自衛隊の方々は殺し、殺される戦地に派遣されることになります。

村長は、そのことを承知で賛成という答えだったのか、考えをお聞かせください。

2つ目の質問、雇用の場づくりについてです。

嬭恋村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口の動態を分析した上で、将来への考察を行っています。その中の地場産業への影響の項目では、6次産業化の展開や農業と観光の連携などにより、新たな産業へと派生して、雇用の拡大及び多様な就労環境の創出に取り組むことが必要と記されています。

この戦略は、平成27年11月に示されています。先ほど掲げた戦略はどのように計画を立て、どのように展開し、現在どのような結果が出ているのか、具体的にお答えください。また、今後どのように展開するのか、見通しがありましたら、説明をお願いいたします。

次に、移住・定住促進についてです。

嬭恋村まち・ひと・しごと戦略の基本的な考え方に住民と行政が協働し、住み続けたい、

住み始めたいと思える施策の実現を目指すとしています。この戦略に対して議会のワーキンググループからも提案しており、実現したというのは、給食費無料化、また保育料、学童保育料など無料化を先進的に実施したというところでは評価しております。ほかに、現時点で達成し、何が未達成なのか、今後どのように展開するのかお聞かせください。

次に、森林の活用についてです。

9月議会において、この問題を質問したときに、森林を活用したまちづくりを進めている具体例を示して、国・県の施策に沿って、婦恋村も森林を守り、林業の振興を進めることを求めました。

そして、今回またこの質問をする考えに至ったのは、この秋、大雨や強風によりあちこちの大木が倒れて道を塞ぎ、通行どめが何カ所かあったことです。今でも村内を車で通行していると、樹齢が高く今にも倒れそうな木が多く危険であると思い、また倒れた木々が放置されて見た目にもよくありません。

そんなことから、さきに提案したことを少しでも早く実施に移すことで、村の資源を循環活用し、雇用にもつなげ、景観を守りたいと思ったからです。

前回の質問に対し、村長は検討してみますと答えており、ふだんからも婦恋村の景観を守りたいと話しています。どのように検討し、何か具体策を考えたのか、お聞かせください。

以上、明快な答弁を求めて、私の質問を終わります。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

第1点目でございますが、憲法改定に対する村長の考えはというお話でございました。自民党が目指す改憲に賛成かどうかというアンケートに対して、どちらかと言えば賛成と私が答えた、それに対しまして、憲法の中でどこを変えたほうがいいのかと思うかというご質問でございました。

現行憲法は、明治憲法と現行憲法、ご存じのように今明らかに違っておるのは、天皇主権から国民主権に変わったということでもあります。また、2つ目は基本原則として、憲法9条の恒久平和主義であります。第3点目は、ご存じのように憲法10条から13条に書いてあります基本的人権の尊重だと思っております。その他議会のあり方、内閣、最高裁判所等があるわけでございます。また、地方自治についても書いてあるわけでもあります。

憲法に反する法律はできませんし、法律に反する条例はできないという法治国家でございますけれども、私は憲法については、憲法を変えない国というのはほとんどない、憲法は常に社会に対応して変わっていくものだという、私は個人的には認識を持っております。未来永劫、今のものが全て正しいとは思っておりません。社会の大きなダイナミックな変化に対応して、諸外国のスイスの憲法でも、やっぱり憲法改正が行われておるところであります。そういう意味からいたしまして、ダイナミックに社会が変わった場合には、ライフスタイルが変わった場合には、あるいは国民の歴史観、価値観、こういうものダイナミックに変わった場合にはそれに対応した条項、条文も必要になるのではないのかなと思っております。そういう意味からいたしまして、時期が来たら必要なところは改正する必要があるのではないかと思っておるのが、私の考え方でございます。

どこをどういうふうに変えたらいいかということについては、具体的な考えは特にございません。いろんな方がいろんなことを、ここを変えろという意見があるのは、ちょっと薄々はいろいろなところで聞いておりますけれども、自分個人からここをこういうふうに変えたほうがいいのかというふうには思ったところはありません。

第2点目の9条第1項戦争放棄、第2条戦力の不保持という条文がございます。これは世界的にも評価された条文であると思っております。また、憲法の基本原則である恒久平和主義というのもこの9条のおかげだと思っております。しかしながら、憲法学者の間でも自衛権は認められるというふうに解釈をされておるわけでございます。そして、現実には、自衛法という法律もできておるわけでございます。憲法学者が認めている自衛権、そして自衛隊法という法律こういうものもあるのも現実でございます。特に、極東地域においては、北朝鮮やあるいは中国の海洋進出等もございますので、国家とすれば、陸・海・空さらには最近ではサイバー空間、あるいは宇宙空間こういうものから国民の生命、身体、財産を守る、これは国の責務だと私は思いますので、そういう範囲において、第1項戦争放棄、第2条第2項で戦力の不保持とうたってありますけれども、そういう難しい問題もありますので、やっぱり自衛権の範囲において、また自衛隊法という法律のある範囲において、これは素直に現実を直視して、その範囲内では認められるものは認めていくべきであろうと、私はそう思っております。

第2点目でございますが、雇用の場づくりの質問でございました。

本村は、孺恋村まち・ひと・しごと創生を推進するに当たりまして、孺恋村まちづくりに関する村民アンケートを実施いたしました。村民の皆さんに「どのような環境や支援があれ

ば「ふる恋村が住みやすくなるか」と質問したところ、17.9%が働く場の創出と回答しております。そのため、総合戦略では基幹産業の農業分野や持続的発展と6次産業化の展開、さらには地場産業の育成や農業と観光の連携など、新たな産業の可能性を探ることが多様な雇用機会の創出につながるとしております。

ふる恋村では、このアンケート結果を受けまして、後期の第5次総合計画では農業と観光の連携による特産品の開発により産業を振興し、雇用の場を創出することを目指す計画を策定しております。

現在、村では多品目栽培の特色を生かし、農産物生産から、加工、販売に至る6次産業化の支援や、特産品の育成、さらには収穫体験や宿泊施設と連携した農業体験など、観光と連携した産業振興に努めておるところでございます。

また、商工課や観光協会との連携を強化し、イベントなどを通じた特産農産物や農産加工品による産業の振興を図るとともに、直売所や商工業者との連携による販路拡大に向けた施策を推進してまいりたいと思っております。

今後も村としては、地元産品を活用した特産品開発や販路拡大のためのイベント等への支援、さらには新たな起業、創業する人への支援体制の充実により雇用の場を創出しやすいよう引き続き側面から支援していきたいと考えております。

第3点目でございますが、移住・定住の促進についてでございますが、ふる恋村まち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口減少への克服や地方創生を目的として作成されております。そのため、総合計画等のようにふる恋村の総合的な振興、発展などを目的としたものではなく、それぞれの策定の目的や含まれる政策の範囲が必ずしも同じではございません。一番大きな違いは、地方版総合戦略では、数値目標や施策ごとの進捗状況を検証するための重要業績評価指標、いわゆるKPIの設定が義務づけられていることでございます。

現在、ふる恋村の総合戦略では、71の事業が計画されております。毎年進捗状況の検証やそれに対するご意見を産業界や教育機関、住民の代表者等21名で組織いたしますふる恋村総合戦略評価委員会をお願いしております。

平成28年度の達成状況につきましては、先日議会に実績を報告いたしました。健康増進事業や食育推進事業への参加者の延べ人数のように目標値に達成している事業もございますけれども、目標値に至らない事業も多くありますので、平成31年度までの残り2年間で目標値を達成するため、努力していきたいと考えております。

また、これからの具体的な展開につきましては、事業の目標値の達成や未達成にかかわら

ず孺恋村の総合戦略の4本の基本目標であります「仕事づくり」「新しい人の流れ」「結婚・出産・子育て」「まちづくり」についてPDCAサイクルにより設定した数値目標や事業効果を検証し、必要に応じて総合戦略の改定等の検討をしていかなければならないと考えておるところでございます。

次の質問でございます。森林及び林業の振興についてのご指摘でございました。

国の制度では2050年までに新たな所有者不明の山林が約50万ヘクタール増加するというふうに見込まれております。このような状況を踏まえまして、本年度から国及び県は町村と連携し、林地代償システムの整備を始めました。本村も平成30年度に予算化を行う予定でございます。この林地代償システムは森林経営計画に必要となる山林所有者及び境界森林簿の情報を一元的にまとめるものでございます。森林組合や、林業事業主体が行う施業の効率化にも利用され、活用される予定となっております。

これによりまして、地域においても間伐、伐採等が進み地域材の活用が行われ、雇用の創出も期待できることとなります。

現在実施されている地区の森林整備は緑の県民基金事業の活用、まきストーブ購入補助、温暖化対策事業等は継続し、また2024年から設立予定の森林環境税の動向にも注視、ハード、ソフトの面からも林業振興に取り組む所存でございますので、よろしく願いいたします。

なお、緑の県民税の件でございますけれども、今までの実績のものについて、担当課長から、主なものついてご報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 小嶋 正君登壇〕

○農林振興課長（小嶋 正君） それでは、私のほうからぐんま緑の県民基金事業の実績について報告をさせていただきます。

本事業は平成26年度に創設されたものであります。当初は、木材粉碎機2台の購入を行いました。最近におきましては、鳥居峠・車坂線の伐採、大前地区、三原地区を初め、各地区の森林整備、管理、レンゲツツジ保存会等自然環境保護団体への支援などで、平成28年度は事業費ベースで1,289万円、平成29年度においては1,313万円ほどとなっております。また、平成30年度以降も同様な取り組みを行っていく予定ですので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さんの再質問を許可します。

○8番（伊藤洋子君） 1点目についてなんですけれども、村長は大きく社会が動いたときには変えていく必要があるということなんですけれども、その辺は村長の言うこともあるけれども、今現在は、国民から変えてほしいということはなかったわけなんですけれども、私は、憲法というのは99条にも書いてありますけれども、首相とかそれから公務員とかそういう特別なところに存在している人はそれを守らなければいけないという義務を課せられているので、答えるというのは、余り望ましくないんじゃないかと思うんですね。

その11月10日の各首長アンケートでも堂々と答えている方いましたけれども、やはりそこら辺を認識している首長さんは、5番の「どちらとも言えない」というふうに書いているところもあるし、一自治体はノーコメントをしておりました。そういった点で、まだこの時点では、村長が言う大きな動き、ダイナミックな変換とかもとかもないわけですし、国民からもそういう声は今上がっているわけじゃないし、そういう点では、私は簡単に村長が答えるべきものではないという認識でいたし、村長も今のところは変えるべきということもないということで、思っているけれども、ダイナミックなときはということで、村長からも言いましたけれども、村長も先ほどの保育料無料化とか、給食費無料化は憲法にうたわれている義務教育の無償化のそこに沿ってとか、あと先ほど出ましたけれども、これまでの質問で障害者とか老人介護とか出ましたけれども、それはやっぱり憲法にうたわれている先ほど村長が言った基本的人権を私たちが守るためにそういう施策をやっていくんだと、それが今憲法に基づいているんな法律が出て、それで村民の健康とか、命とかそういうものを守るんだという私はそういう考えでいるので、今簡単に変えるとかと言うべき問題じゃないと思っています。

先ほどの9条の3項を加えるということもそれは戦争につながるし、村長が言うように自衛権は確かにうたわれているけれども、2年前に成立した社会保障安全法、俗称「戦争法」とも言っていますけれども、それでは個別的自衛権は今認められているけれども、集団的自衛権がそこで認められるようになったら、もしもどこかで戦争が起こったら行くように明記されたらそうなっちゃうんですよね。こういう法律の社会では、1項、2項があっても3項ができれば後から加えたのが有効になるから、1項、2項の戦争をしない、戦力を持たないはもう空文化になっちゃって、自衛隊が大きく活動するというか、戦地に行くようになっちゃうというのではやっぱり私は村民の皆さんの中にも自衛隊の方とか、それから家族の方もいらっしやると思うので、やはり簡単に首長が今答える問題じゃない、それこそ命、財産にも係ることですから、そこをどう考えるかということ私としてはお聞きしたかったんです。

雇用の場づくりについてですけれども、いろいろ私もこの総合戦略とかいろいろ見たけれども、それでは特産物で本当にお店を孺恋村に出せただろうか、八ッ場館には出荷しているけれども、そういうことがないって。それで例えば今、審議されている鎌原観音堂周辺のことでももっと村が積極的に誰かが事業を始めたくなるような提案とかもしたり、例えば何とか農業生産法人というのをつくれば、こんなふうにできるとか、やっぱり村民は私も含めて知らないことが多いので、そういった意味で雇用の場づくりをもっと積極的に進めるというところで、私はまだまだ足りないんじゃないかと。

先ほど村長が17.9%働く場が欲しいと言ったというので、本当にそうだなと思うんです。実際に私の知り合いなんかも働く場がないから、出ていったりとか、お子さんを育てるのが本当に孺恋村がいいから行きたいけれども、働く場がないからということと言われるんですよ。そうしたら、村に雇用の場をつくるのもだけれども、例えば定住自立圏構想があるから、上田圏内とか軽井沢とか草津とかにこんな形でとか、そこに交通費の支給をちょっとやるとか、何かそういった場でも雇用の場でもいいからとにかく村に住みつような施策なんかも含めて、ぜひやっていただきたいなというのはあります。

先ほど言ったこの数値、私も見させていただきましたけれども、もっともっと十分にやっていかなければいけないと思いますので、新たに雇用の場をつくるというところで何か考えているのかも今度4年目になるわけですね、平成30年度が。それで、考えているかどうかを考えがありましたら、お聞きしたいと思います。

それから、移住・定住の問題ですけれども、これは人口動態を見ると、どこの自治体もあれだから、私はあっちの自治体から来てもらうとかそういうことじゃなくて、やっぱり村の本当に住み続けたい、住んでみたいなという村にすることが一番大事なことだと思うんです。村長もさまざまな会合とかあると、この間もジオパークの研修会があったときに、住み続けたい、住みたい村をつくっていきたいということをお話をしておりました。

それでは、それには何をするかということで、今、何度も中途半端のような私は気がしているんです。空き家もデータ整理して、これから今度発信もするということがこれまでの評価とかに載っていましたが、それをもうちょっとやるとか、それからワーキンググループから提案した有料道路権なんかも考えていって、この間、全員協議会の中でも大野議員から有料権のことは今後取り組むのもいいかもしれないというものもありましたけれども、そういったアンケートに寄せられた声とか、住みついている人たちの声をもっと聞くということでやっていかなければ、住みたい村、住み続けたい村にはならないと思います。

私はここで提案なので、きょう答えていただければと思うのが、何年か前に低所得者に灯油の購入券みたいなもの上げたとき、すごく喜びの声が私のもとにいっぱい寄せられましたので、私は職員とか役場の皆さんには寒冷地手当が出ているけれども、村の一軒一軒にも暖房費みたいなもので補助したらどうなんだろうというの、この場で1回提案したことがあったんですけども、やはり役場の職員とかだけじゃなく、村民も寒い婦恋村に住んでいるから本当に村がそういうことをやったよということを提案したりしたら、すごくいいと思いますし、交通施策でも本当にこれは個人的な名前出していいかどうかですけども、ホリエモンという何年か前にちょっと有名人になった人も言っていましたけれども、交通で本当にこれだけの手だてをするんだというのをやったら、村が本当に活性化するだろうというの提案して見たことがありましたけれども、そういう村民が「ああ、婦恋村に住んでよかったな」というような提案をやったり村としては言葉だけ言うんじゃないかと、考えていくべきじゃないかなと思いますので、今後の計画の中に今言ったことを積極的に議会のワーキンググループから出されたことも取り入れていただきたいなということがありますので、今後の展開にどう応えるかということで、お聞きしたいと思います。

それから、森林の活用については、先ほど村長がおっしゃった林地代償ということは私もニュースで聞いて、これはすごくいいなと思いますので、ぜひ進めていただきたいというのが1点です。

それと、私のきょうの質問にありましたように私が9月議会で質問した件については、どのように検討して、何か具体策を考えたのか、今までの施策じゃなくて、先ほど課長からは今までの施策に答弁がありましたけれども、考えたのか、その辺について特にお聞きしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さんの再質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 第1点目の憲法のお話でございますが、伊藤議員もご存じのようにイギリスやアメリカは条文憲法を持っていません。憲法は常に変わってきております。それから、大陸法系であるドイツやフランス関係も、ドイツも憲法はしょっちゅう変わってきております。ぜひともその辺の認識も持っていただけたらなとこんなふうに思います。時代の変遷に応じて、必要に応じて条文を加えてきている憲法は世界中たくさんあるわけで、先ほど

も言いましたように、スイスでも恒久平和を願っておりますが、憲法は改正されておるのも現実でございます。

戦後70年憲法ができてたってきていますが、これだけ変えられない、一貫して変えないというのは憲法9条があるからという壁になっているのも、私もそういう認識持っておるところでございますけれども、それでもやはり時代が大きく変わったら、環境権あるいは景観権とか生命の尊厳を重んじる生存権の文言とかやっぱり時代に対応した何かが必要なものはやっぱり加えていくべきだと。

それから、生存権というのは25条ありますけれども、21世紀の権利だと思っておりますが、生存権あるいは教育権、あるいは環境権、あるいは地方自治の自治権、こういうものについての明文化は時代の大きな流れによって、また情報化社会になっていますから、やはり加憲、少し加えるものは加えて、やっぱりいく状況が生まれているのかなという認識を私は持っております。

憲法9条について、こうだあだということ私を私が具体的にどうこう言う立場はございませんが、私は憲法学者が言っているとおり自衛権は認められておる、憲法学者もそれは賛成多数であると、それと法律も自衛隊法というシビリアンコントロールの枠は自衛隊法だと思っておりますので、私はそういう認識持っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

雇用の場づくりでございます。また、6次産業化のご指摘ございました。誰もが雇用の場をつくらうと、私もそう思いますし、誰もがみんながそう思っているような産業施策をやっておるのも現実でございます。第1次産業一生懸命頑張ってもらって、それに対する農業、農村整備もしなくちゃならんし、また環境整備については第2次産業の皆さんにも一肌、二肌やっぱりみんなで考えてやってく必要もあると思っておりますし、特に観光においても外国からのインバウンドをしっかりと真剣に考えて、それへの対応も必ず考えるべき時代かなとこんなふうに私も思っております。

産業振興が雇用の場づくりにつながると思っておりますので、第1次産業は第1次産業をしっかりとやる、第2次産業は第2次産業の施策をしっかりとやる。観光、特に第3次産業についても時代の大きな流れ、私はインバウンド必ずやる必要があると強い信念も持っておりますので、また近隣とも連携した群馬県、長野県という県境、あるいは長野原、嬭恋、草津という町村会、こういうものもないボーダレスな関係をもう一度よく確認しながら、観光産業もしっかり取り組んで産業振興を図る、それによって雇用も生まれるものだと思っておりますので、雇用の場づくりとは、つまり産業振興そのものだと思っておりますので、また6次産業

の話もつくる、加工する、販売するというわけでございます。来年度に向かって鎌原地区の話もこの間の委員会でも出ましたけれども、しっかりと勉強して、何とかいい形である場所において、一部でも6次産業化の取り組みができればなというような考えを持っておるところでございます。

灯油の無料化という話でしたが、機に応じて、とにかく中東が今こういう状況になっていますから、今後どういうふうに円相場がどうなるのか、あるいは油の相場がどうなるのかということをちょっと注視して見ておりますけれども、急に灯油が上がるというような自体が発生すれば、何か考える必要があるのかなと考えておるところでございます。

それから、林地の件で、前回のときから比べて何かしたかというご指摘でございました。

伊藤議員からは、バイオマスどうなんだというご指摘を前から受けております。担当もいろいろ勉強したり資料も集めたりしておりますが、なかなか採算ベースに合うというのは、村が主体でやるというのもなかなかちょっと課題が多いなという認識を現状では持っております。

誰がつくるのか、幾らでつくるのか、誰が運営するのか、そしてバイオマスの材料はあるのかと、孀恋村内だけじゃとても足らんというふうにも、採算ベースに合わないなという認識も持っておりますが、引き続き勉強はしてまいりたいとこんなふうに思っております。

何をしたかということでございますが、そういう質問がございましたので、県の緑の県民税では、こういう1,300万円ぐらいの事業をこういう形でしてきましたという報告をさせてもらいました。

担当から今後も今度は、国のほうが2024年から森林環境税導入ということがほぼ定まりましたので、それも踏まえて県の都道府県の環境森林税も含めて、しっかりと対応してまいりたい、考えてまいりたいと思っています。森林はやはり空気を醸成する環境を守る基本だと私も思っていますので、いい森林の活用をしっかりと今後も、森林整備も含めて考えていく必要があると思っていますので、重要な政策課題であるということをお話させてもらって、お答えとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さんの再再質問を許可します。

○8番（伊藤洋子君） 1番の問題については、村長も私はこう考えているということだったんですけども、ただ私としては、ああやって新聞に載るし、首長としてああいう場に答弁をするということは、先ほど言ったようにいろんな村民がいて、もしかしたら自衛隊員の家族もいる、そんなところで発表したらばやっぱり本当に不安をあおったりもするし、答える

べきじゃなかったんじゃないかなという、99条にのっかって見ても、今村長としては、今現在の憲法は守って発展させていくという立場にあるわけだから、そこだけは私は何か軽かったんじゃないかなという思いでいます。それは、村長、今現在の熊川村長はそう考えているということで受けとめておきたいと思います。

それから、雇用の場づくりは、取り組んでいくということは、6次産業なんかは本当に村長が就任してからずっと特産物の開発何とかとやってきたけれども、本当にそれが品物として世に出て、婦恋村に行ったらこれがあるよというのがなかなか観光客というか全国にも周知されていなくて、そこがすごく歯がゆいので、やっぱりそこは知恵を絞ってやっていくということで、どうやったらできるかというのは、村が率先しているいろんな団体さん農協もある、食改推さんあるとかいろんなところでやっぱり商工会の皆さんとかとやっていかなければ、鎌原観音堂を整備しても売るものがない。もし青山に何か整備しても売るものがないということでは、間に合わないわけだから、それは再三議会は提案してきているわけだから、真剣に取り組む必要があると思いますので、雇用の場づくりと一緒に取り組んでいただきたい、その決意を述べていただきたいと思います。

それから、定住・移住で村長は基本的な考え方の中に、住民と財政が協働しというのを入れているので、そこら辺がどこが協働しているかなんですけれども、やっぱり発信が遅いと思うんです。だから、空き家問題でもデータ、議会にも示されて本当にいっぱいあるけれども、それ、1つでも2つでも具体的に以前挙げた岩手県の遠野市の取り組みとか、あと他にも何件かやっているけれども、見取り図とか地図とかそういうものやって、婦恋村に住むところですよとかというそういう住んだときの手だても含めてやるべきだと思いますので、そこは今後の発展性に期待したいと思います。

それから、灯油の補助というのは、村長間違っているんですけれども、何年か前は灯油券というので、低所得者というけれども、私は職員に与えられている寒冷地手当は灯油が安かろうが高かろうがいつでも安定して与えられている。そしたら一緒に住んでいる村民にもそういうことを何か考えてやっていけばいいんじゃないかという、やっぱり別荘地の人なんか寒いからというので、結局は都会のほうに行っちゃうというのあるから、そこに何か少し寄り添った施策の一つとして、そういうこともいいんじゃないか。それはどこに住んでいても、別荘地だけじゃなくて全村で対応すると大きな目玉という言い方余り好きじゃないんですけれども、やっぱり大きな取り組みとして、どこもやっていないこととして、すごくいいことじゃないかなというので、先ほどのホリエモンの問題とそれから私が考えた暖房費の補助で

す。低所得者とか何かじゃなくてみんなに暖かくしてあげたいという思いを村民に届けるということで、ぜひ検討していただきたいと思ったので、ここでまた村長の考えをお聞きしたいと思います。

それから、前は、私は北海道の下川町の例をやって、バイオマスですけれども、バイオマスは、村長先ほど言ったようにいろいろ量の問題もありますけれども、先ほど鳥居峠とか大前の森林とかありましたけれども、別荘地でもすごい景観が悪くなっているから、この林地との先ほど村長が言った林地代償というかそれが、ニュース聞いていたら、民地の森林を自治体が管理したり何かしたりできるというのをニュースで言っていましたけれども、そういったことを対応すれば、別荘地の景観すごく荒れているので、そういうところとか、あと道中に、有料道路もそうですけれども、すごい大きな50年以上の大木があるということはいつ倒木して事故が起こるか心配なので、そういった森林の伐採とかでやって、下川町はバイオマスで採算が孀恋村よりも小さな自治体だったんですけれども、採算がとれて黒字になった分で、子供の養育費とか子育て支援に使ったという例だったんですけれども、あと議会も何回も視察したペレットなんかはやっぱり間伐材とか何かでやれるので、そういったいろんなこと。

それから、これから青山がまた開発すると、材木を伐採すると思うんですが、そういった木々を活用した何かができないかということで、村として考えてほしいと思うんですよね。今の現状だけじゃなくて、こうしたものを活用して何かできないだろうかという、やっぱり発展して考えてほしいというのがありますので、その辺について答弁をお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さんの再再質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 憲法の考え方につきましては、私は恒久平和主義というものを尊重しておるということをもう一度述べさせてもらって、よろしく申し上げます。

雇用の場の創出の関係でございます。孀恋村でも商工会さんも今、一生懸命商品開発をしていただいております。文化祭のとき見たとおり、あそこで10点ぐらいの方々がああいう形で展示をしたり、あるいはいろんな場所に出展にみずから参加していただいて、PRもしていただいておりますのも現実でございます。

また、観光協会のところでは、観光商工課、観光協会の協力を得て、今、品目はまだ少ないんですけれども、現在、観光協会の中でも特産品というようなことで、少しずつですけれ

ども売っていただいております。月々何万円か、10万円ぐらいにいつている月もあるようでございますけれども、一つ一つそういうものは確実に芽生えてきておるとこんなふうに思っております。

また、お米につきましては、ご存じのように鎌原の皆さん、あるいはほかの地区の米もうまいという評価も非常に高く、農協さんも、秋になれば孀恋の米はあれだけ売って来たという現実もございます。

また、みんなで6次産業あるいはそういう商品化については、実績も確実に上がってきつつあるというふうに思っておりますので、またみんなで協議をして、取り組んでまいりたい。特に鎌原地区の活性化については、大変貴重な観音堂を中心とする地区でございます。今度は、村民の土地ということでございますので、ぜひとも皆さんと一緒に、議員の皆さんともどもあそこをどうあるべきかということを実際に真剣に考えて、スピーディーな対応をしながら、あそこの活性化に取り組むべきだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

灯油の無料化についてまたお話がございました。お金がたくさんあって、それをどこにでもかゆいところに手が届く、金で手当てできるもの全て手当というのはなかなかちょっと難しい面もあります。合理的に村民の誰もが不特定多数の皆様が、多数の方々がこういうのもいいんじゃないかというような世論もあれば、当然考えていく必要があると思っておりますけれども、一概に何でもこれも配れ、あれも配れということで、ポピュリズムに余り走り過ぎるのもやっばりまずい。政策的に税金を投入する以上は、やはり合理的にこれならいいだろうという判断ができれば、ジャッジメントができれば、また議会の皆さんにも提案させてもらえたらとこんなふうに思っております。

それから、農業の関係でございますけれども、いずれにしても非常に大きくなっている樹木はたくさんある、それから群馬県内全体でもそうでございます。切るべき50年以上たった木が戦後たくさん群馬県内にあるのも現実でございます。あと民有地の所有者が不明なところ、伐期が来ているけれども、伐採できないという現実があるので、今回の森林環境税そういうものは基礎的自治体がそれをうまくコーディネートできる、台帳もしっかりつくって、そういうものを何とか未整備のものをうまく処理できるようにも使いやすくするというのが、今回の国のほうで2024から認める森林環境税の柱になっておると思っております。

したがって、村内の台帳に基づいて、民有地の台帳に基づいた形でしっかりと計画的な整備ができるよう今後努めてまいりたいとこんなふうに思っております。

またもう一点だけ、都道府県の税と国の税が二重課税じゃないかという議論も根強くある

わけでございますけれども、町村会といたしましては、ぜひとも必要な税だということで、ダブっていいから群馬県はやっと26年度から根についた税で体系ができてきたし、そして国のほうは国のほうで新たな制度ということでございますので、国のほうの税もしっかりと学びながら、対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） 以上で、伊藤洋子さんの一般質問を終わります。

休憩します。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（滝沢倅明君） 再開いたします。

◇ 大野克美君

○議長（滝沢倅明君） 続いて、大野克美君の一般質問を許可します。

〔12番 大野克美君登壇〕

○12番（大野克美君） 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

ふだんやると長くなるので、簡潔にということがありますので1時間ぐらいで。

私のきょうの一般質問は、そこにも大体ちょっと書いてありますけれども、現在の日本の最大の問題は少子高齢化による人口の減少が起きているので、ほとんどの分野で人材、働き手の不足を起こしています。

今の技術研修生というのは、大体日本で25万人ぐらいと言われているんですね。それで、皆さんも行くと感じますけれども、東京へ行ってもどこに行ってもコンビニとか居酒屋、レストランを外国人が働いていないところというのは、今日本ではもうほとんどないですね。それで、さらに大学、予備校の人たちと話しても、今若い人が入ってこないんですね。それで、どこで募集しているかという、みんなアジアへ行っという学生さんを募集したり、予備校、日本語学校、ほとんどそういうような状態になっています。

なぜこのようになってしまったかというのは、少子高齢化によって、最近の子供を産まな

い人とかそういう人たちがふえています。よく少子高齢化とは言っていますが、最近子供を産まない人がふえてきたので、少子じゃなくて無子高齢化、そっちの方向へ動いているというふうに結構言う人もふえてきています。

今、ですから、そういうような状態でとにかく子供さんがいないわけですから、これ、どうするかということで、大変日本は悩んでいるわけですね。深刻な問題です。それで、今どういうふうに、技能研修生、現状今どうなっているかと言うと、まず、一番婦恋村では農業、これ本当は日本の人がやってくれば、それはそれでいいんですけども、今多分婦恋の農家では、外人の人が仮にいなくなったり、技能研修生さんが仮にもしいなくなったら、これなかなか婦恋の農家でも相当厳しい状況に入ると思います。

この間、ちょっと私が一般質問か何かでやったとき、今、婦恋村で来ているのが多分中国の方が140名ぐらいだったかな。それで、その次多かったのがインドネシアの人で七、八十名ぐらいでしたね。それで、その次がミャンマーで40名ぐらいだったかな。その次がベトナムはちょっとなかったですね。来期からふえるかもわからないんですけども。あと、カンボジアがたしか十五、六名いたかな。あと、フィリピンとか、どこですか、あとカンボジア、ミャンマー大体七、八名ぐらいで、全部入れると230ぐらいいるのかな。そんな感じで、つまりこの外国の人たちが働いていただかなければ、成り立たないような状況にもうなっちゃっているんですね。それほど緊迫しています。

それで、例えば、観光なんかで一例なんですけれども、自分も観光に携わっているんですけども、うちの例を見ても、大体100名ぐらい従業員さんいるんですけども、大体そのうちの二、三十名はやっぱり外国の方ですね。それで、国籍もずっと見ていると、大体10カ国ぐらい、ほとんどモンゴルとかあるいは韓国だとか、フィリピンだとか、あとは南アメリカだとかドイツだフランスだとかと全部入れていくと10カ国ぐらいいます。ですから、本当に今日本の人だけが働くというような時代ではないし、草津なんか見ると、草津も同じような現象で、私はどこに行っても尋ねられる温泉、とにかく人手が足りないだけども、何とかできないですかねということが圧倒的です。ヴィレッジさんとか、ナウリゾートさんとか、多くのホテル見ていると大体そうです。

ですから、いかにそういう人材の不足を起こしているか。それで、今回私が一番問題に多分すると思うのは、今後の人材の中で一番不足するというのは恐らく介護の分野ではないかなと考えたんですね。ですから、婦恋村があと恐らく7年ぐらいすると一番深刻になる問題は、働き手の中の介護ですね。いつも言っていることですが、私とか議長とか、唐澤

さんとか、村長、これみんな同じ時代ですよ。だけれども、これ、何が深刻かという、七十七、八ぐらいになると、みんなどこか悪くなってきて、みんなぼんこつになってくるわけですよ。そうするとどうしてもほかの人の手助けをかりる。前、私言ったんですけれども、本当に私も多分介護が必要になると思いますけれども、娘たちが来たら、いつも言うんですけれども、「じゃ、介護してくれるのかい」と言ったら「いや、お父さん、それは自己責任の問題でしょう」と言われて、「何かやってあげたいけれども、だけど実際問題できない」とこう言っていましたね。

ですから、今の孀恋なんかの状況を見ても、だんだん今、誰か言っていましたけれども、老老介護、団塊の世代の人のどちらか、村長や俺も、どちらかが多少悪くなってくるときがいずれ来るわけですよ。そうすると、それ、誰が面倒を見るのかというところ。それで、昔だったら子供さんが見た時代あったですけれども、今もうそれができなくなっていますね。子供さんたちがそれぞれ働いています。

私も孀恋の知人のところ見てみると、じゃ介護やっている人たちのところ聞くと、今のどかとかああいうところももうほとんどいっぱいですよ。それで、ああいうところに入るには、大体要介護度が3以上でないと今、法律的になかなか入れない。そういうことで、そこはもういっぱいですよ。そうすると、今草津へ行っているんですよ。それで、草津で幾らぐらいするのと私ちょっと聞いてみたら、ちょっといいところで30万円ぐらいするんですよ。それで、私の知人の人に聞いたら37万円、でもいろいろ交渉したら、もうちょっと安くしてもらったと言っていたけれども、そんな状況でした。

ですから、じゃ、今言った介護をそれでも20万円とか30万円払える人はまだいいですよ。だけれども、この、じゃ、払えない人どうするのかと、これが大量に今度出てくるんですね。それで、今皆さんとか私たちがもらっている、ここの役場の人もそうでしょうけれども、普通、年金という大体十六、七から20万円前後ぐらいかな。それで、介護の費用が例えばのどかとか12万円、15万円ぐらい取られたり、そうすると本当に大変ですよ。それで、増して国民年金なんかでやっていたとき、七、八万円ぐらいの人たち、月に七、八万円だったら、もうこれ、本当に介護を大変なことになりますね。

ですから、先ほど土屋議員からも出ましたけれども、ああいう芦生田のこと、どちらかがやるんですけれども、介護するんですけれども、なかなかやっぱりみんな介護疲れしていて、介護ノイローゼあるいはもう介護疲れしますから、なかには暴力になっちゃうし、それで、勤めている人たちに聞いたって、もうみんな介護やっている人たち「本当にそういう事件が

起きる、本当によくわかる」と。「あれは将来、私たちのあすの姿だ」とこうみんな言っていますよ。

ですから、だから今までは介護という、自分の肉親とかそういうことでやるという時代があったですけれども、そういうことはできなくなりましたね。ですから、介護なんかの場合は、必要な場合はやっぱり誰かほかの方に助けてもらう、また自分がそういう余力あったら、ほかの人を助けるというようなもうそういう構造に変わっています。

特に私が問題にしているのは、介護の人材が不足するというのは、前言ったかもわからないんですけども、これ何も日本だけの問題じゃなくて、世界中で起きているんですね。それで、私よく機会でアジア行くこと多いんですけども、フィリピンなんかは昔は送り出す基地だったんですね。だから全世界の病院とか介護施設の大体6割、7割は大体フィリピンの人です、働いているのは。彼らの特徴というのは、前も言いましたけれども、1番、英語ができる。それで、2番目はパソコン操作ができる。それで、3番目、これ一番大事なんですけども、ホスピタリティーマインド、他人にとっても親切にしてあげる心、そういうものを割と持ち合わせているんですね。

だからこれが非常にやっぱり受けていて、それでアメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、あるいは中近東もそうですけれども、みんなそこに行くんですね。これは大体、どうして行くほうもそっちに行きたいかという、ヨーロッパ、アメリカそういうところに行くと、大体35万円ぐらいもらえるんですよ。日本に来て大体20万円前後です、もらえても。アメリカへ行けば35万円。それで、今度はさらにいいのは、自分の家族とか身内、そういう人たちも呼んでいいということで、ビザもくれるんですよ。ですから、そういうところに行く。それで、日本みたいにいるのに試験がそんなに難しくないんですよ。だから日本ですと、介護をやって、さらにいるためにこっちにいる間にN3というある日本語資格をとって、それで勉強して、それでやると日本に5年とかずっといられるようになるというこの制度ですから、本当に難しいです。それで、彼らの場合はまた自国へ帰っても、英語のところとかそういうので働く場所が確保できる。そういうことのある条件がありますから、みんなそっちに行っちゃうんですよ。

ですから、私がちょっと心配するのは、きょうも出ていましたけれども、例えばまず、介護医療とか、それと関係する中で、診療所の先生の問題出ていましたよね、藤田先生の問題。それで、こういうまず先生でも今本当に難しい、確保するのに。ですから、ほかの市町村においても、今、医者を確保するということはもう緊急なところですよ。

それと同じような状態。医者を確保するのが難しいと言ったけれども、あと7年ぐらい入ってくると、今度看護師さんとか看護婦さんを確保するのが非常に難しい時代に入ります。ですから、これに対して何かの準備をしておかなければ一番まずいわけですね。

婦恋も過去いろいろな大きな節目がありますけれども、例えば農業で一番いいし、準備したというのは恐らくパイロットでしょうね。パイロットも早目に手を打っておいたから、今のパイロットの状況があっても、これに持ちこたえているんですよ。

それで、農業が今できているのがそのおかげだからですよ。ですから、今後あと七、八年考えてみると、農業の問題じゃなくて、この介護の問題が一番村でもどこでも問題になるわけです。ですから、これに対して準備を備えてあるかどうかというのが今後の村、それぞれに対して恐らく私は一番重要になると思っています。

ですから、そろそろ時間が来ますから、そこで、村長、質問なんですけれども、こういう介護の時代、私よく言うんですけれども、介護津波も後7年ぐらいすると、東日本大震災と同じように全部一斉にやってくるから、そこまでに人材の確保の準備をしていないと、これ、大変なことになると。そういうことで、この人材の確保に対して今、早目に手を打っておかないとだめになるんで、村長はどういう考えを持っているかというのが1点で聞きたいこと。

それと2問目。先ほど言ったように、この人材は何も介護だけじゃなくて、農業、あるいは観光、そういうことでも確保しておかないとまずいんですよ。それで、人材を確保するんですけれども、ここで重要なのはいい人材を確保しなければいけないということです。それで、婦恋とかあるいは日本中どこでも起きるんですけれども、今一番大きい技能研修生の問題はそこで、日本で勉強してもなかなかすんなり祖国へ帰ってもらえないで、そのまま居座ってしまう。それで、最悪の場合は、何かテロみたいなところに結びつくといけないというので、それ一番みんな心配しているんですね。

ですから、これは何も介護だけじゃなくて、あらゆる分野で人材が不足するわけですから。それで、しかも不足したのある程度助けていただくためには、いい人材を選ばなきゃいけない。ところが、外国から日本に送ってくる時の人材の選び方いろいろ聞いていると、向こうから選んで派遣してくるいろんな業者さんとかそういう人がいるんですけれども、それがうまく選別できていないんですよ。「何でこんな人が来たんだ」そしたら現地の人に聞くと、「あれはどうも村長さんの息子だ」とかどこの息子だとかというんで、うまく選別ができていないんですよ、日本に来るときに。だからおかしい人が出たり、そういう人がふえてきてしまう。

だから、それをなくすためには、その次、2番目の質問なんですけれども、この技能研修生の確保で日本に来てくれる人材の確保には、現地の人材の選別がここに重要であると思う。このために、村と例えば農業関係者、観光関係者、介護そういう人たちと連絡をとって、村からいい人材を日本に送ってもらうそういうことのために、私の一つの提案なんですけれども、そういう人材を例えば村の役場の人でもいいですけれども、若い人でもいいですけれども、そういう人が、例えば県庁とか千代田区に行くんじゃなくて、アジアの現地に行ってもらいたいんですね。それで、そういうところで例えば日本語の先生をやったりしていただくと、生徒と先生ですごくコミュニケーションができていますね。ですから、来てもらういい人材を確保するためには、向こうに任せるのではなくて、日本から誰かをもう派遣するんですよ。

多分給料なんかも非常に日本と比べると安いんですね。アジアの地域ですと、大体现地の人たちというのは2万円、3万円いっても4万円ぐらいですよ。ですから、そういうこれから将来役場の中でも、そういう若い人で、そういう、今までだったら県庁に行くとか、千代田区に行く。や、そうじゃないと、これから婦恋の6年ぐらい先考えれば、来てくれる……、そろそろ時間でまた……、そういうことをある程度選んで、それで、それについて積極的に手を打っておくということにしておけば、非常に今後の7年後ぐらいの先、介護とか人材不足、これに対して私は非常に有効な手段になり得ると見ているんです。

ですから、村長その辺についてどう考えるか、それをちょっとその2点述べてほしいと。はい、20分たちましたので、よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 大野克美君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大野議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の質問は、婦恋村のこれからの介護分野での人手不足、これをどのように解決していくのかというご質問でございました。

大野議員ご指摘のとおり、婦恋村も高齢化が進んでおります。2025年には高齢化率が40%を超えると推計されております。また、介護職員は全国で38万人不足すると言われております。介護人材の確保については、平成26年から厚生労働省の福祉人材確保対策検討会において議論をされております。このほど取りまとめが行われたと聞いております。今後も国の施策に期待をしておるところでございます。

孀恋村の当面の介護人材確保の取り組みといたしましては、介護福祉士等の資格取得に対する就学資金貸付制度の創設や、事業者の介護人材確保に向けた取り組みの支援を行ってまいりたいと考えております。

大野議員が以前よりご指摘の技能研修制度を利用した介護人材の確保につきましては、平成29年11月1日技能実習法の施行に合わせて外国人技能実習制度の対象職種に介護が追加されました。今後、制度の概要を確認し、また受け入れ当事者であります事業者の要望があれば、しっかりと協力してまいりたいと考えております。

ただ、この制度は開発途上国の外国人を一定期間に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度でございます。したがって、技術を習得した外国人が日本に永遠と残って介護人材として、長期間にわたって働いていただくというわけにまいらない点がございます。その点を理解した上で、事業者がどのように活用するかが今後の課題かと思われておるところでございます。

いずれにいたしましても、制度設計もできてきておりますので、しっかりとそれを確認しながら、また使用施設、特別養護老人ホームあるいは老健施設等のあるいはグループホーム等の事業者のニーズに応じまして、しっかりと連携しながら、情報交換を踏まえて、対応してまいりたいとこのように思っております。

第2点目、技能実習生の確保ということと農業、観光、介護関係者等についてどう考えるかというご指摘でございました。特に農業実習生の関係でございますけれども、現在孀恋村には、農業実習生が約300人強今年度はお越しいただいております。人口のほうも8月と9月には1万人を超えました。これも300人強の方が農業を中心とする研修生として入ってきた現実がございます。

農業が終わりまして、11月になりますとやっぱり250名、さらに300名ぐらいが減少ということで、1万人から300人引きますと9,700人強という現在の人口状態になっておるところでございます。

農業につきましては、現在群馬県と協力いたしまして、農業の特に収穫期における研修生の労働力なくして、第1次産業、農業は成り立たないと思っておるところでございます。今までも長い経験がありまして、受け入れ体制を構築してきておりますけれども、昨年度に技能実習法が成立したわけでございます。内容も非常に厳しくなりましたが、受け入れ体制の組織もしっかりしたり、あるいは労働力の管理等も厳しくなっておるところでございます。労務管理もしっかりするし、さらには最低賃金を補償するし、それから労働の時間につ

いても非常に厳しくなってきたというふうに認識しておるところでございます。

いずれにいたしましても、特区ということで、国のほうに担当課長ともども陳情に行ったり、また群馬県とも今協議をしておるところでございます。できうれば半年間だけじゃなくて、同じ人材がなれて、例えばですけれどもインドネシアに戻って、また来年も来られる、また戻って、また再来年も来られるということで、今の制度ですと3年間延長というような制度も認められる特区になるやに聞いておるところでございます。

特にまた、群馬県内と指定した場合には、嬭恋村で働いて、冬はスキー場で働く、あるいは群馬県内の低地で働く、そしてまた夏に来ると、こういうなことも規制緩和されるというふうに今の特区制度は制度変更されるというふうに伺っておるところでございます。

いずれにいたしましても、県のほうと今協議を鋭意進めておりますので、制度設計しっかりし、国の何とか制度が認められるようにしっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。

特に、農協さんのほうからも行政マターなのでということ言われておりますので、私ももしっかりと対応し、また議会も報告を申し上げてまいりたい、こんなふうに思います。

人材・労働力確保については、人口減少社会で、労働力人口6,300万人と言われておりますけれども、今の介護のほかにも介護士、保育士、看護師等も不足するというふうに言われております。さらには、後期高齢者がふえる時代でございますけれども、シルバー人材センターの活用、あるいは65歳から今度は70歳までの方々の労働力の確保、シルバー人材の労働力の確保、また男女共同参画社会でございます。女性の労働力の確保ということも非常に重要な政策課題だと認識しております。

国の動向もしっかりと注視しながら、特に農業及び観光及び介護についてはしっかりと情報収集に努め、地場産業、地域の産業が衰退しないように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（滝沢俣明君） 大野克美君の再質問を許可します。

○12番（大野克美君） 今の村長の話聞いていて、まず、方向性はいいと思うんですね。ですから、技能研修生、例えば農家のも今、半年ぐらいで帰っちゃいますね。だけれども、今言ったようにまた来られるとか、あるいは5年いられるとか、これをとにかく徹底してやると。そういう陳情、これ、農家の方が言ってもなかなかできない。ですから、これ政治の問題になってきますから、それで1つぜひやってもらいたいと思うのは、そういうこちらのほうから案をつくって、それでうちら県議だとか、例えば衆議院議員だったら山本一太さん

だとか、そういう人と呼んで、そういう勉強会を開いたり、そういうことをやって、議員さんとか国会議員さんにある程度プレッシャーをかけながら、ずっと強く主張していくということをしなないと、多分国会議員さんで私たちも幾つか話すんですけども、なかなかこれ、みんな将来、先のことだとかと言って、また余り自分の当事者感覚が非常に何か国会議員さんも薄いような気がします。

ですから、それをとにかく強く言ったってこういう制度ができないならば、本当にもう投票しないよと言うぐらいのそのくらいのことをみんな言っていくということをしなないと、この人材確保の問題はなかなか解決しないと私は見えていますので、それはそういうことをぜひやって進めていただきたいと。勉強会をやって、議員さんと呼ぶということもぜひ入れていただきたい。

それと、あとは確保で、これはまた3月の予算とかに関係することでありましてけれども、できるだけ今から5年間ぐらいの前からそういうこれからの送り出し期間との関係、それで、選別を向こうが選んだ人を日本がただ受け入れるというのじゃなくて、選抜して、選ぶときにやっぱり自分たちの考えが入っているといたほうがいい人を選べますので、その辺の予算づけとか、幾らかかるかわからないでしょうけれども、2人とか1人とか、まずはそういうところとコンタクトをとっておくというこういう方法がいいと思いますので、ぜひこれを頑張ってもらいたいというそういう要望ですね。

村長、それに対して果たしてどう考えるか。答えられれば答えてほしいし、予算づけでもしたいと言うんならばなお結構ですけども。

○議長（滝沢倅明君） 大野克美君の再質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

国会議員等にしっかりと要請をする、あるいは呼んで勉強をするというようなご意見もございました。

国の政策課題の大きな課題であることは間違いのないと思っておりますので、また、国会議員の先生等にもいろいろお声がけをしたり、またご意見を賜れる機会をつくってまいりたいと思います。

また、選定するについては農協さんも現地のほうに行って、何十人という人数の選定作業といたしますか、そういうのをしておるように伺っております。また、その他の商系の皆さん

も現地に行って、選定を農業関係はしておるといふふうに伺っております。

介護については、あるいは観光についてはそこまで村内の組織がそこまで行ってやろうというまだ状況にはないようでございますけれども、できるだけいい人材の確保ということから考えれば、農家の場合は現実働いてもらうということでございますので、しっかりとしたできるだけ元気で丈夫で真面目な人間を選ぶという作業は一定の範囲でしているように伺っております。行政としても、サポートできる部分はサポートさせていただけたらと思っております。

介護等については、国のほうの政策もダイナミックに動いてきております。また、国のほうも介護人材の確保のためには介護報酬を上げましょうと、働く人間の報酬を上げましょうという動きもありますので、そういう政策的なものも勘案しながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（滝沢倅明君） 大野克美君の再々質問を許可します。

○12番（大野克美君） 今、村長が答えてくれたことはそれでいいんですけども、私はこの人材を送ると言っている意味は、例えば農協さんにしろ誰にしろ、選定のときみんな行くんですよ。だけれども、面接のときに例えば行って、20人、30人出合つてこの人はいいかどうかなんていうのは、本当にわからない。私はもう面接、会社でももう何年も何十年やっていますよ。一番難しいのは、この選定で、面接をした瞬間に人間の能力だとかそういうようなものは実はわからないんですよ。勤めてみて初めてわかる。そういうものなんです。

ですから、農協さんなり誰かが行って、じゃ、こういう人たちが候補ですから、会つてみてくださいと言つたつて、これは形式的に会つているだけでしかわからないです。だけれども、向こうに例えば一緒に行って、現地の人たちと例えば日本語の先生だったら、自分の生徒が40人、50人というわけですよ、100人とか。そうすると、自分でものを教えていたりなんかする場合には、「あ、この子はいい生徒だ」とか。多分皆さんだつてそうですよ。役場の中でかなり10人、20人いて、それでこの子がいいかどうかというのはやっぱり一緒に仕事をしたりしてみるとわかりやすいけれども、いきなり会つた瞬間にこの人はよきそうだと思つたつて、当たつていなかったり、「や、この人は大して期待していないけれども、けどやってみたらすごくいい人だ」、それどうしてわかるかと言うと、時間を過ごしているからなんですよ。

だから、人を選定するといふときには、やっぱりただ形式的に行って、その人と会うんじゃないで、もう誰かを送つておいて、この人たちはいい人だといふことの最初に選別ができ

ているほうがよりいい人を確保できるんです。そういう意味で言っているの、これ、また選別するときどうするか、そういうことでまた検討してもらえればいいですけども、そういうところ注意してぜひ考えてほしいと。

以上です。

○議長（滝沢俣明君） 答弁は要りませんか。

○12番（大野克美君） いいです。

○議長（滝沢俣明君） いいですか。

以上で、大野克美君の一般質問を終わります。

◎閉会中の継続審査申出について

○議長（滝沢俣明君） 日程第5、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、委員会における調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（滝沢俣明君） これにて、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成29年第6回孺恋村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年 月 日

議 長 滝 沢 俣 明

署 名 議 員 大 野 克 美

署 名 議 員 土 屋 幸 雄